

第 4 章 その他の対象施設の整備指針

1 避難設備

基本的な考え方

非常時における安全な避難経路と誘導の確保は大変重要です。

また、非常時はエレベーター等が停止することも多いため、階段を含めた避難経路は、高齢者や車椅子を使用されている方など、誰もが安全に避難できるよう計画してください。

さらに、視覚障害のある方や聴覚障害のある方に対応した視覚及び音声誘導付きの避難誘導設備を設けるなど、非常時における情報伝達の在り方にも十分配慮する必要があります。



整備指針一覧

施 設	整 備 指 針
箇所	内 容
(1) 避難誘導設備	・火災の発生、避難の方向等の情報を視覚障害者及び聴覚障害者に速やかに伝達できるよう、音声、文字表示、図記号及び光等により情報を知らせることのできる避難誘導設備を設ける。 ・避難誘導設備の例 - ア 点滅型誘導灯 - イ 誘導音装置付き誘導灯 - ウ 点滅型誘導音装置付き誘導灯 - エ 音声警報付加非常放送設備 - オ 非常電光表示板 - カ 光警報装置
(2) 防火戸の構造	・避難経路に設ける防火戸は、次のとおりとする。 - ア 防火戸の内のり幅は、80 cm以上とする。 - イ 車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とする。
(3) 階段の構造	・エレベーター停止時は、車椅子使用者を複数人で車椅子ごと持ち上げて避難する場合もあることから、階段には十分な幅を確保する。
(4) 一時待避スペース	・車椅子使用者が、特別避難階段などの縦穴区画や他の防火区画に自力で避難し、安全に救助を待つことができるよう、一時待避スペースを設ける。 ・一時待避スペースは、階段の踊り場、階段に隣接したバルコニー及び階段付室等の一部に、避難動線の妨げにならないように設け、その旨を表示する。 ・一時待避スペースの構造は、十分な耐火性能や防火性能を有するものとし、車椅子使用者が待避するのに十分な空間を設ける。

図1-1 点滅式誘導音付加誘導灯(参考図)

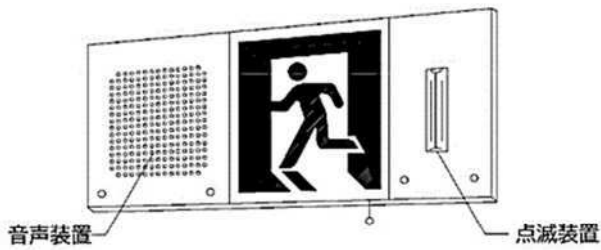


図1-2 点滅型誘導灯(天井直付型)(参考図)

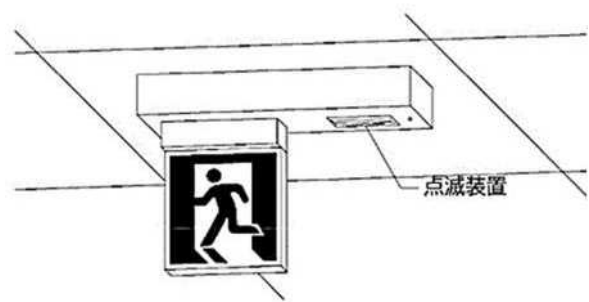


図1-3 床埋込型誘導灯(参考図)

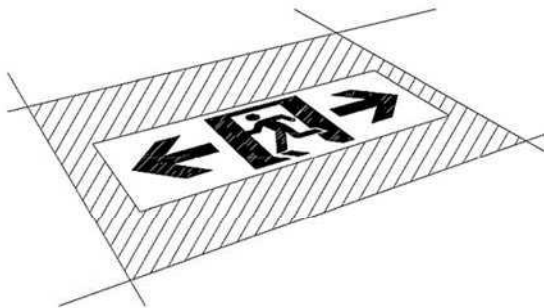
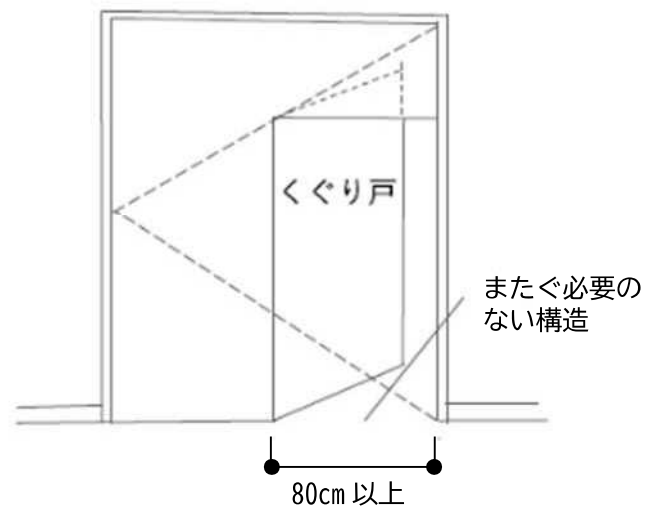
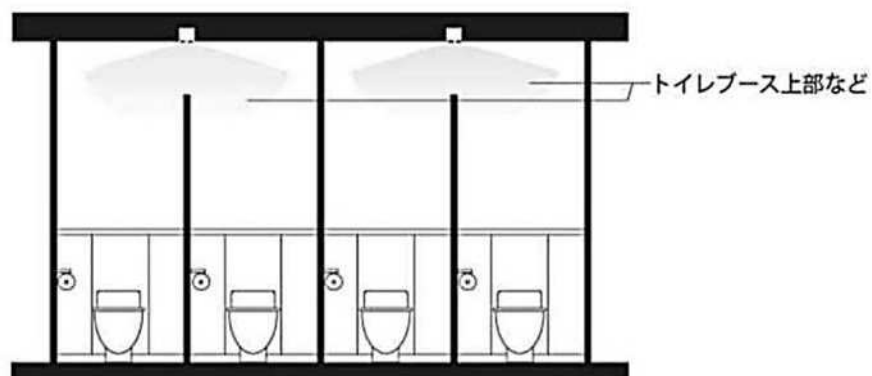


図1-4 防火戸の構造(参考図)



(三重県 ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
整備マニュアル 15 . 避難設備(緊急時の設備)より引用)

図1-5 便所のフラッシュライト(光警報装置)(参考図)



(公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編 令和2年3月 国土交通省政策局安全生活政策課 P155 より引用)

図1-6 一時避難エリア標識及び補足表示板の例(参考図)

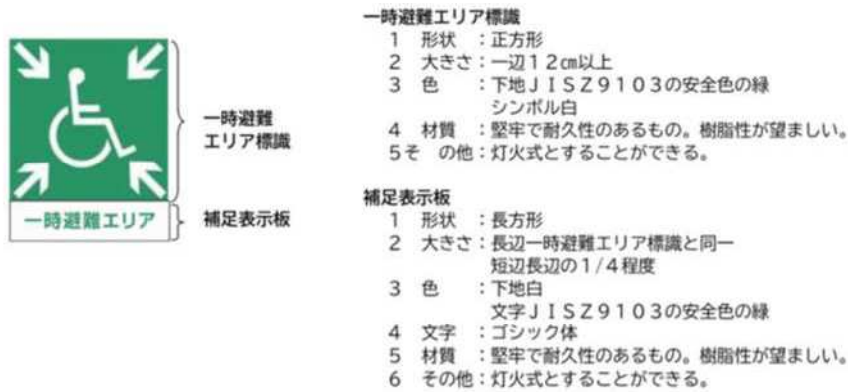


図1-7 一時避難エリアである旨を示した文字板の例(参考図)

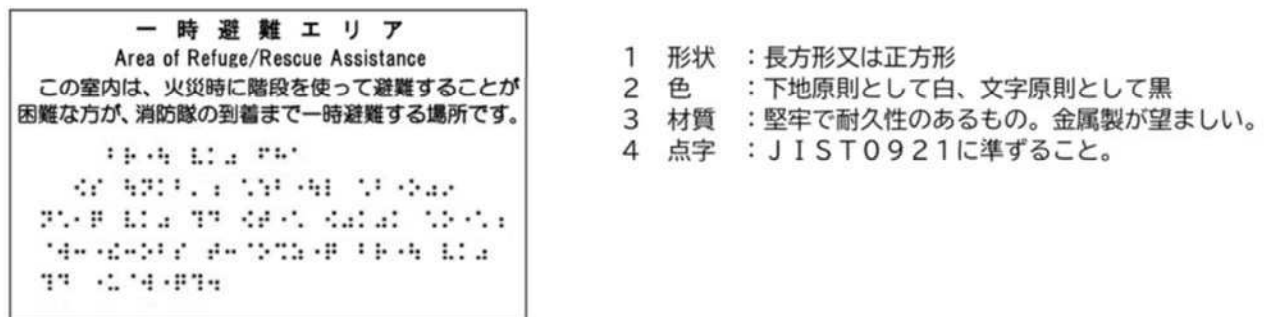
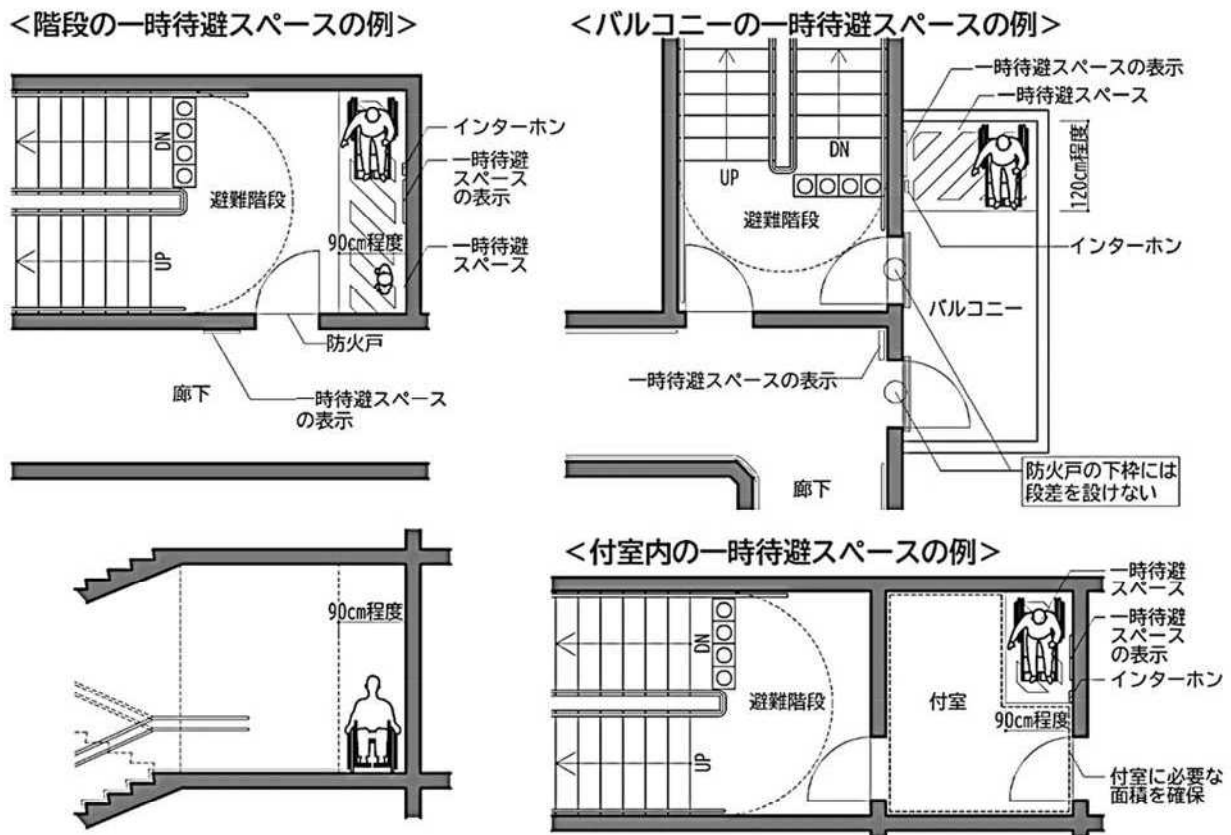


図1-8 一時避難スペース(参考図)



2 受付カウンター

基本的な考え方

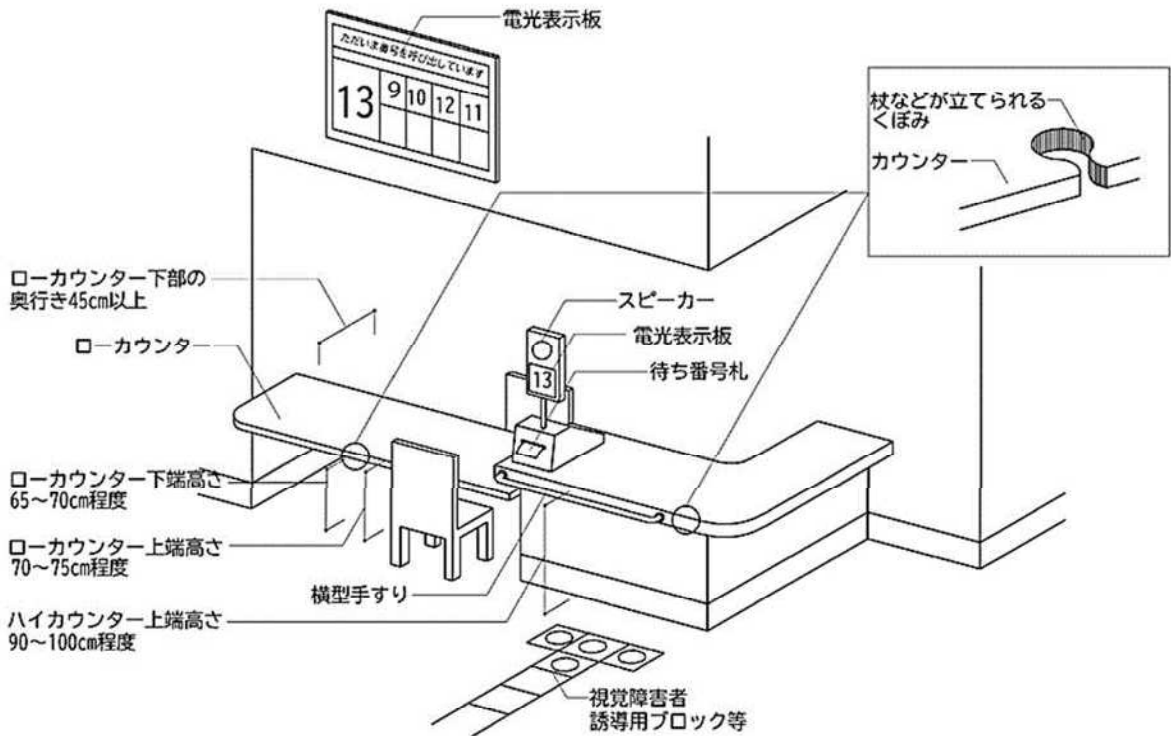
受付カウンターや呼出しカウンターは、車椅子を使用されている方など、誰もが利用しやすい構造とし、視覚障害のある方や聴覚障害のある方に配慮して、音声や文字で必要な情報が提供できる設備等を設けます。



整備指針一覧

施 設	整 備 指 針
箇所	内 容
(1) 受付・呼出し カウンター	・呼出し等に関する情報を、文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設ける。 ・カウンターには「耳マーク」を配備し、聴覚障害者に配慮する。 ・受付又は呼出しのためのカウンター前の床には、視覚障害者のための点状ブロック等を設ける。 ・立位で使用するハイカウンターには、高齢者、障害者等が使用できるローカウンター等を併せて設ける。 ・視覚障害者のための点状ブロック等を設ける場合は、ハイカウンター側に誘導する。 ・ハイカウンターは、身体の手すりとなるよう床又は壁に固定し、必要に応じて、手すりを設ける。 ・車椅子使用者の利用に配慮し、ローカウンターの下端の高さは 65～70cm 程度、上端の高さは 70～75 cm程度とする。 ・車椅子使用者の膝が入るように、ローカウンター下部の奥行きは 45 cm程度とする。 ・カウンターに筆談用のメモなどを用意し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。 ・カウンターには杖等が立てられるくぼみを設ける。

図2-1 カウンターの標準モデル(参考図)



耳マーク

このマークは「耳が不自由です。」という自己表示が必要ということで考案されたもので、窓口や受付等に設置した場合、聴覚障害のある方のために筆談等の支援ができるという意味を示します。

また、耳に音が入ってくる様子を矢印で示し、一心に聞き取ろうとする姿を象徴しています。

「聞こえない・聞こえにくい」と日常生活の上で人知れず苦勞します。

聴覚障害のある方は、障害そのものが分かりにくいために誤解されたり、不利益を受けたり危険にさらされたりするなど、社会生活のうえで不安は数知れなくあります。「聞こえない」ことが相手にわかれば相手はそれなりに気遣ってくれます。目の不自由な人の「白い杖」や「車椅子マーク」と同じように、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案されました。

(一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会より一部引用)



耳マーク
Ear symbol

聞こえが不自由なことを表すと同時に、
聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです

図2-2 カウンター・記載台の基本寸法(参考図)

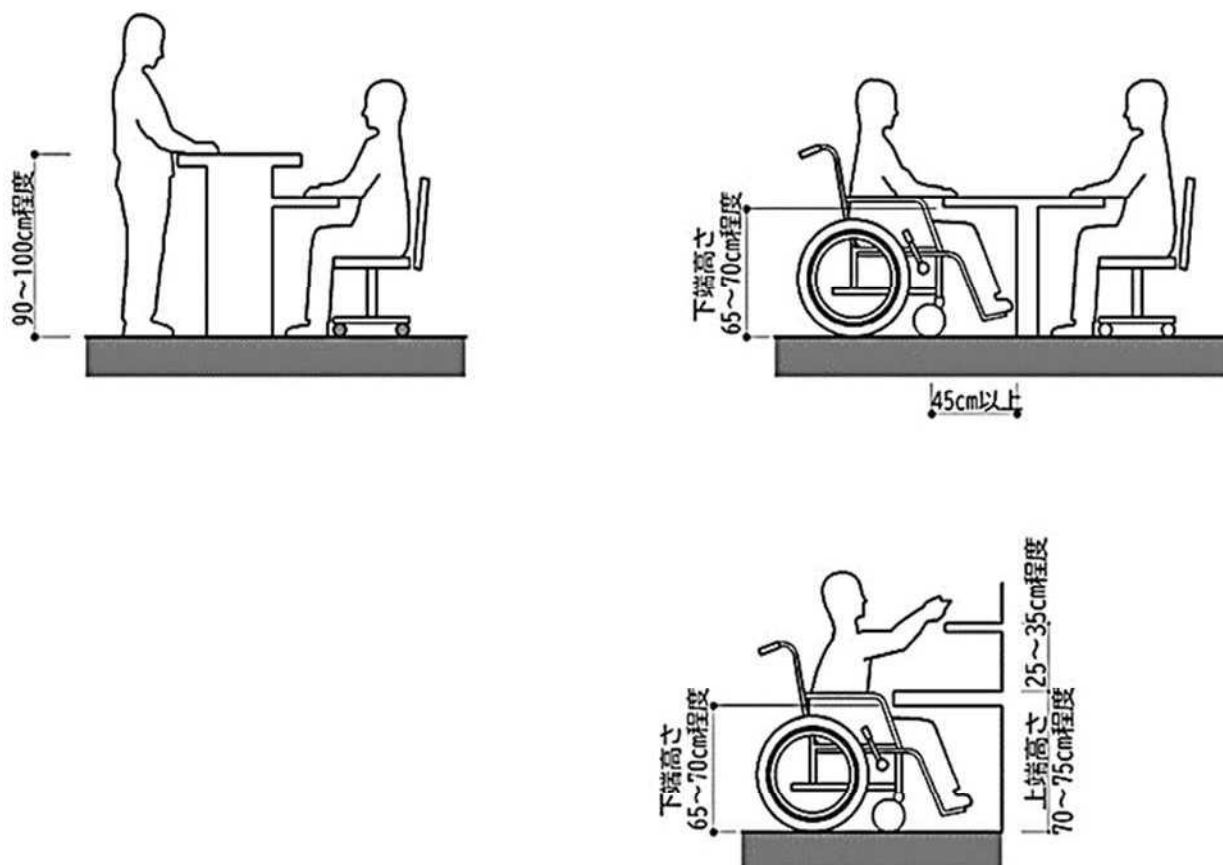
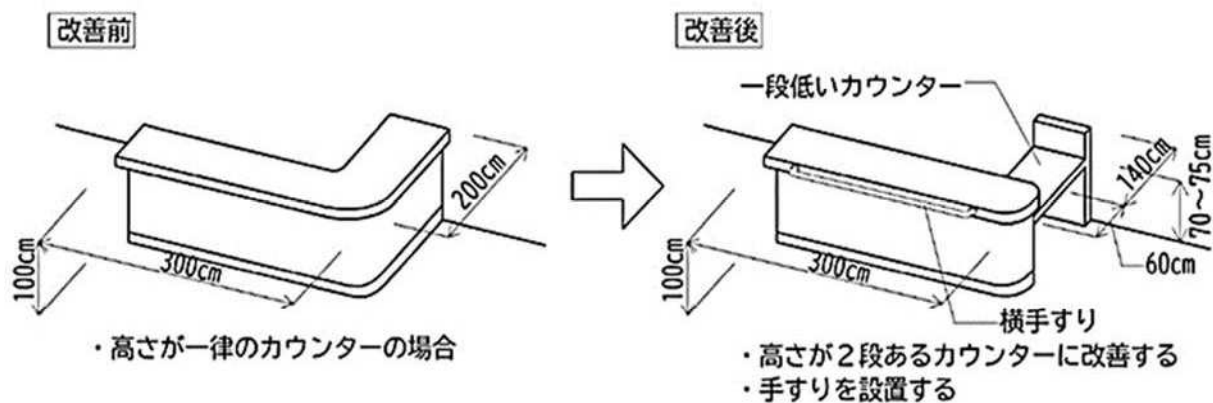


図2-3 カウンターの改善例 (参考図)



3 ATM・自動販売機・水飲み器

基本的な考え方

ATMは、金銭の取引をするための機械であり、プライバシー性も高いため、車椅子を使用されている方や視覚障害のある方など、誰もが一人で操作しやすいものとする必要があります。

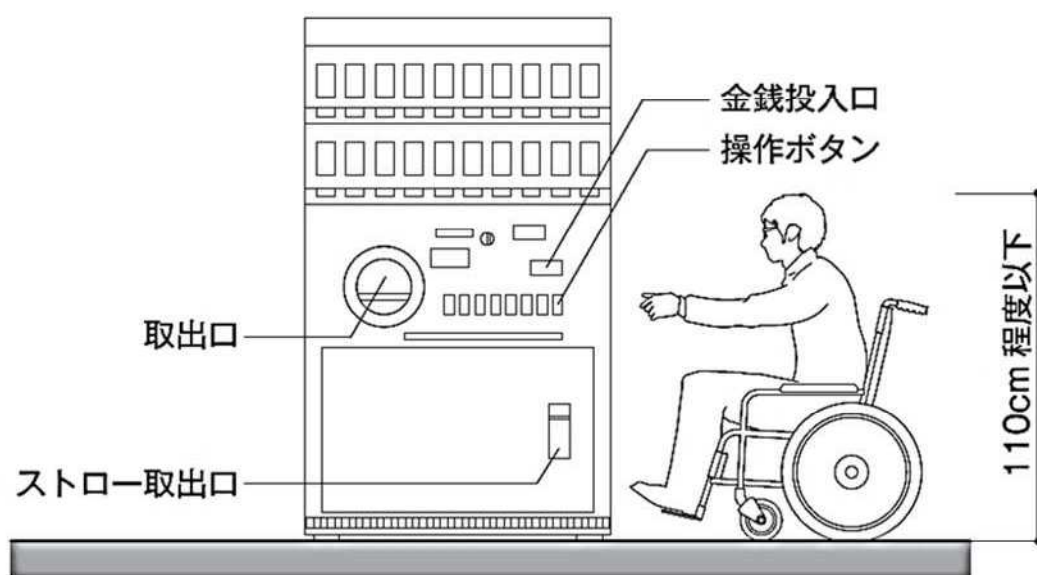
また、自動販売機、水飲み器にあっては、車椅子を使用されている方や子供など、誰もが利用できるよう計画します。



整備指針一覧

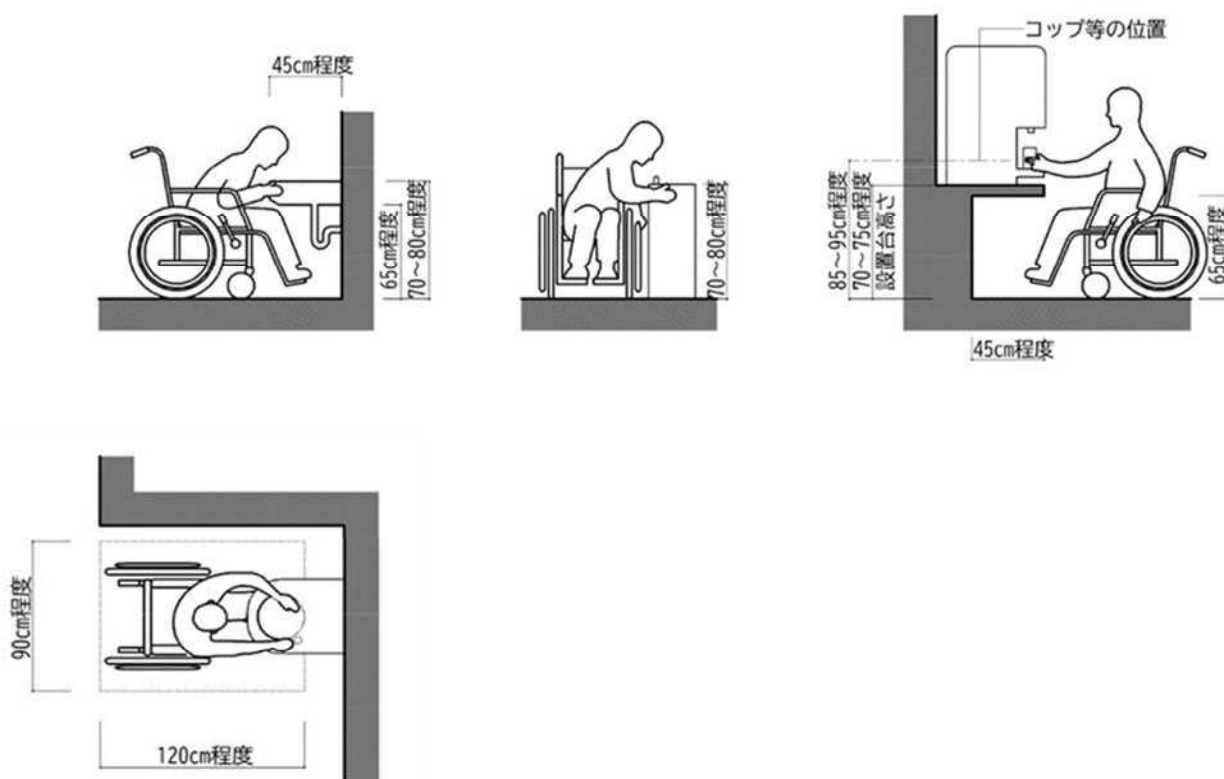
施 設	整 備 指 針
箇所	内 容
(1) ATM	・車椅子使用者が接近して利用できるよう、下部に車椅子使用者の膝が入るスペース（奥行き 45cm 程度）を設ける。接近して利用できないと、画面が覗き込めないため見えず、車椅子使用者にとって操作がしづらい。 ・操作ボタン、操作画面、金銭投入・取出口、インターホン等を、車椅子使用者の手が届きやすい範囲に、適切に配置する。 ・ボタンや操作方法の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障害者等に分かりやすいデザインとする。 ・照明の工夫により、画面への映り込みや反射を防ぎ、見やすさに配慮する。 ・視覚障害者に配慮し、操作部分には点字を併記するとともに、音声案内による操作が可能なハンドセット（案内用受話器）を設ける。 ・金銭投入口・カード投入口等は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差のある縁取りなどにより識別しやすいものとする。
(2) 自動販売機	・車椅子使用者及び視覚障害者の利用に対応した福祉対応型の自動販売機を設置する。 ・金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口の高さは床面から 40～110cm 程度の範囲に納める。 ・金銭投入口は大きくし、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。 ・金銭投入口・カード投入口等は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差のある縁取り等により識別しやすいものとする。 ・品目、金額、金銭投入口等を点字で表示する。
(3) 水飲み器	・車椅子使用者や子供の利用に配慮し、水飲み器の飲み口までの高さは 70～80 cm 程度とする。 ・車椅子使用者が接近できるよう、水飲み器周辺に 150cm 角の水平なスペースを設け、下部に車椅子使用者の膝が入るよう、奥行きは 45 cm 程度を確保する。 ・水飲み器には、杖や傘を立てかけるフック等やベンチ、荷物を置くことのできる台等を設ける。 ・水栓金具は、光電管式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のものは手動式のものを併設する。 ・セルフサービスの給水器等の設置高さは、床から 70～75cm 程度とし、コップ等の設置高さは、床から 85～95cm 程度とする。

図3-1 自動販売機の例(参考図)



(横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル<平成30年12月改訂版> 参考図 図6-4より引用)

図3-2 水飲み器の例(参考図)



4 エスカレーター

基本的な考え方

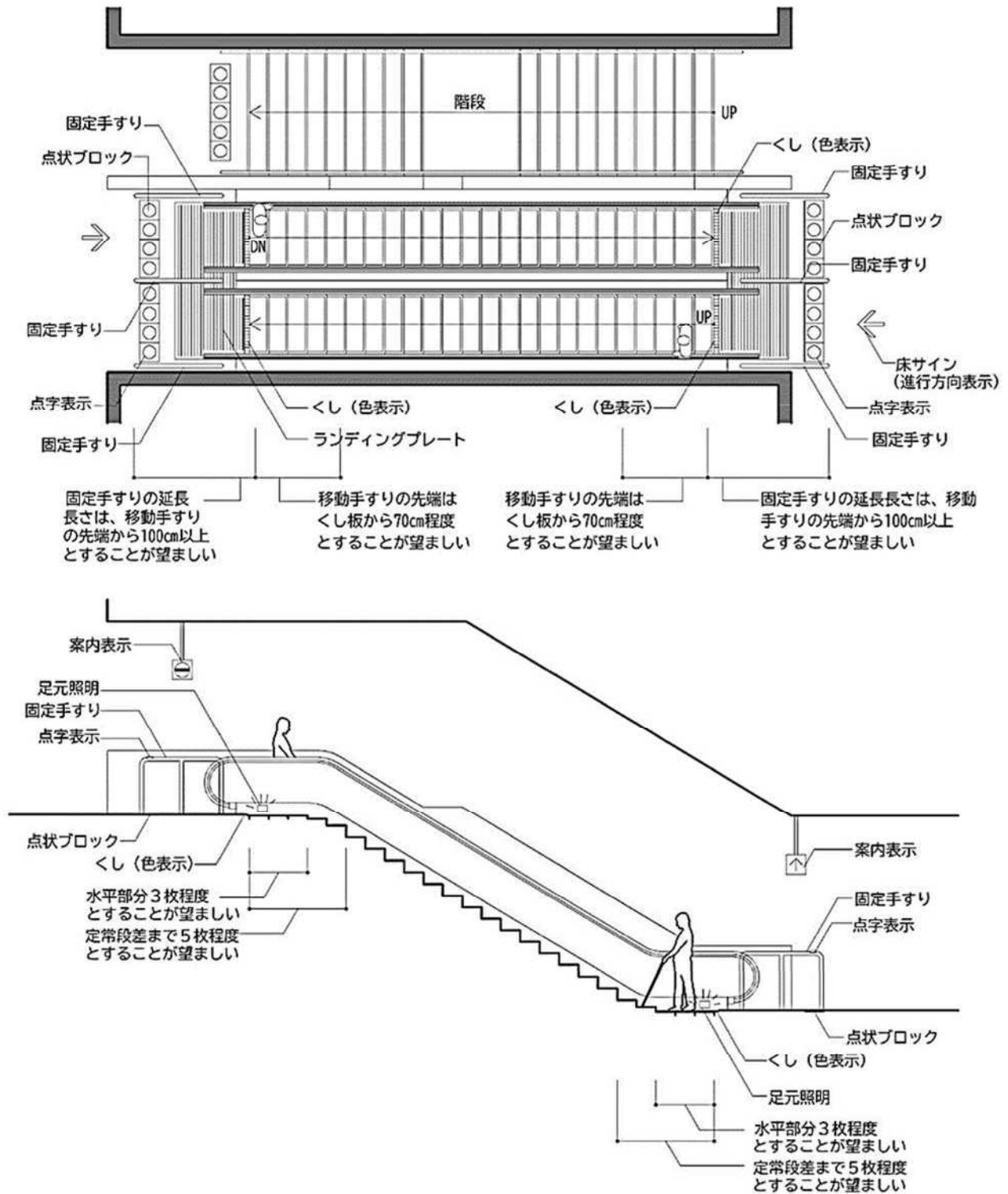
エスカレーターは、高齢者、障害のある方などが円滑に垂直移動を行うための有効な手段です。計画においては、利用者の転倒や転落、挟まれ等の事故を防止し、安全を確保する必要があります。



整備指針一覧

施 設	整 備 指 針
箇所	内 容
(1) 手すり	・移動手すりの折り返し端は、乗り口では踏み段手前くし板部分から 70cm 程度延長し、降り口では踏み段後方くし板から 70cm 程度延長する。 ・安全性を高めるため、エスカレーターの乗降口には、乗降口誘導用固定手すりを設ける。 ・乗降口誘導用固定手すりの長さは、100cm 以上とする。
(2) 踏み段	・乗降のしやすさに配慮し、踏み板の水平部分を 3 枚程度、定常段差に達するまでの踏み段は 5 枚程度確保する。 ・乗降口の足元に照明を配置するなど、乗り口及び降り口を分かりやすくする。 ・踏み段端部の縁取り等により、踏み段相互を認知しやすくする。 ・踏み段の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
(3) くし板	・くし板と踏み段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、段を容易に識別できるものとする。 ・くし板の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
(4) 点状ブロック	・視覚障害者に対し警告を行うため、エスカレーターの乗降口部には、点状ブロック等を敷設し、又は音声により昇降又は移動の方向を知らせる装置を設ける。 ・点状ブロック等は、エスカレーターの乗り口及び降り口部のランディングプレートから 30 cm 程度離し、固定手すりの内側に設置する。
(5) 標識	・エスカレーター付近には J I S 規格の標識を設ける。 ・車椅子使用者等のエスカレーターを利用しない人に向けて、エレベーターや階段の配置や方向を示した標識をエスカレーターの付近に設ける。
その他	・衝突による転落事故防止のため、エスカレーターは立ち止まって利用することを促す掲示物や音声案内に努める。

図4-1 エスカレーターの例(参考図)



第 5 章 更にバリアフリー化された建築物の整備

1 ユニバーサルデザイン

(1) ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、「できる限り最大限すべての人に利用可能であるように、製品、建物、空間をデザインすること」であり「能力や年齢にかかわらず大勢の人が利用できる製品や環境を作り出す包括的アプローチ」であるとして、1980年代にアメリカの建築家ロン・メイス氏によって提唱された考え方です。

ユニバーサルデザインの7原則

- 原則1 誰にでも公平に使用できること
- 原則2 使う上での自由度が高いこと
- 原則3 簡単で直感的にわかる使用方法となっていること
- 原則4 必要な情報がすぐ理解できること
- 原則5 うっかりエラーや危険につながらないデザインであること
- 原則6 無理な姿勢や強い力なしで楽に使用できること
- 原則7 接近して使えるような寸法・空間となっていること

(2) 京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例

情報化、国際化、少子長寿化その他の社会経済情勢の変化の中で、将来にわたって、活力ある社会を形成し続けるためには、市民一人一人の多様な価値観や暮らし方が尊重されるようにしなくてはなりません。

これまでも、京都市は、京都固有の文化を生かしながら、高齢者や障害のある方の社会参加への支援、子どもを安心して生み育てることができ環境の整備、建築物のバリアフリーの促進その他の多様な考え方や生き方が尊重される社会の実現に向けた歩みを進めてきました。

その歩みをより強実なものにしていくためには、京都が有する多様かつ豊かな蓄積にユニバーサルデザインを採り入れ、年齢、性別、言語、習慣、心身の状態にかかわらず、すべての人にとってできる限り生活しやすい社会環境の整備に取り組む必要があります。このため、京都市では、平成17年4月1日に、政令指定都市として初めての条例である「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」が施行されました。



(3) みやこユニバーサルデザイン推進指針

平成17年12月に策定された「みやこユニバーサルデザイン推進指針」では、建築物の分野における施策の方向として、次のように定めています。

ア 現状と課題

- 不特定多数の人が利用する建築物の建築に当たっては、これまで以上に計画当初や基本計画段階において、様々な利用者の意見を十分に聞く必要があります。
- 建築物の建築に当たっては、敷地の有効活用の視点も踏まえつつ、周辺の道路などとのアプローチにおける連続性や統一性を確保する必要があります。
- 定められた仕様を満足させるだけでなく、様々な利用者の視点に立った動線やサイン(表示)にこ

れまで以上に配慮する必要があります。

- 本市においては、平成7年に「京都市人にやさしいまちづくり要綱」を制定し、不特定多数の市民が利用する施設については、一定の配慮を行ってきましたが、それ以前の既存の公共建築物の中には、だれもが利用することに十分な配慮がされていないものもあり、それらについても、順次改修をしていく必要があります。
- 利用者のニーズにこたえるためには、施設や設備の整備や維持管理などハード面での対応に加えて、運営の方法や利用案内などのソフト面での対応の重要性を再認識する必要があります。



イ 施策の基本方向

京都市内の建築物については、これまで、高齢者や障害のある人などを対象に、段差などの物理的バリアを取り除くため、国の「ハートビル法」や「京都市人にやさしいまちづくり要綱」などに基づき、不特定多数の人々が利用する建築物などで積極的にバリアフリーの整備を進めてきました。

とりわけ、公共建築物の整備に当たっては、平成12年度に策定した「京都市公共建築デザイン指針」に基づき、ユニバーサルデザインの導入に取り組み、すべての人が安心かつ快適に利用できる施設づくりを推進しています。そして、平成16年には「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」を制定し、全ての人が利用しやすい建築物の建築促進に取り組んでいます。

今後は、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、これらの一層の取組の推進を図り、高齢者や障害のある方をはじめ、子ども、妊婦、外国人など誰もが使いやすい建築物の整備に努めていきます。また、既存の建築物の改修の際には、様々な利用者の意見を踏まえながら、ユニバーサルデザインの考え方を採り入れた改修を進めていきます。



さらに、施設設置者や施設整備に携わる事業者などに対する意識啓発を行い、施設機能の維持のみならず、建築後も利用者の意見を踏まえた改善に努めるなど、更に利用しやすい施設になるよう取組を進めます。

(4) 「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」とユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、「あらかじめ誰にとってもバリア(障壁)のないように配慮すること」、バリアフリーとは、「既にあるバリアを取り除くこと」と定義されます。「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」は、建築物等をあらかじめバリアを設けないように整備することによって、ユニバーサルデザインを推進することを目的としています。

(5) ユニバーサルデザインの建物づくり

ユニバーサルデザインによる建物づくりには、その建物づくりのプロセスも非常に重要です。不特定多数の人が利用する建物といっても、建物に求められる機能や性能は、用途や規模、利用の仕方によって異なります。そのため、不特定多数の人が利用する建物の建築に当たっては、計画の段階から、様々な利用者の意見を聞き、計画に反映させていくことが大切です。利用者のニーズの把握や評価には、アンケートや聞き取り調査、ワークショップなどの方法があります。さらに、建物を使い始めてからの検証も大切です。

2 みやこユニバーサルデザイン優良建築物

(1) みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク(優良プレート)

バリアフリー法又はバリアフリー条例で規定する整備基準に加え、みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク交付基準に適合する対象建築物に交付します。

令和5年1月から、京都市で育った「みやこ杣木」を使用した、温かみのある新デザインになりました！

表中の赤字は、みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク(優良プレート)の交付基準を示します。

優良プレートは、玄関、ロビー等に掲示いただけます。

また、申請書で希望いただければ、京都市HPで建物名称、所在地、写真(任意)が公表されます。バリアフリーに積極的に取り組んでいる施設としてのPRになりますので、是非御協力をお願いします。

縦 15 cm
横 12 cm



2次元コードを読み込むことで
交付基準を御覧いただけます。

対象		交付基準	
道等から居室等までの1以上の経路を構成する施設	敷地内の通路廊下	幅員	130cm 以上
		段差	段差がないこと (段差がある場合は、基準に適合した傾斜路又はエレベーター等の段差解消機が必要)
	出入口	主要な出入口の幅員	90cm 以上
		その他の出入口の幅員	80 cm以上
		段差	段差がないこと
	エレベーター	設置義務	あり(段差がない場合や、基準に適合した傾斜路又は段差解消機がある場合は、設置義務なし)
		整備基準	・車椅子使用者対応(かご出入口幅 80cm 以上、かご奥行 135cm 以上、乗降ロビーの大きさ 150cm 角以上 など) ・視覚障害者対応(操作盤に点字、乗降ロビーに点状ブロック設置 など)
	視覚障害者対応	整備基準	1 道等から主要な出入り口まで 及び 2 道等から案内設備(視覚障害者対応)まで を点字ブロック等で誘導(一部の建築物等(条例対象)は、1 又は 2 を点字ブロック等で誘導)
便房	車椅子使用者用便房	設置義務	あり
		整備基準	・引き戸又は外開き戸 ・車椅子使用者が円滑に利用可能な空間の確保 ・腰掛け便座と手すりの設置 ・出入口幅 80cm 以上(一部の大規模建築物等(法対象)は、出入口幅 85cm 以上)
	オストメイト対応設備	設置義務	あり

(2) みやこユニバーサルデザイン適合建築物マーク(適合ステッカー)

バリアフリー法又はバリアフリー条例で規定する整備基準に適合する対象建築物に交付します。

令和5年1月から新デザインとなり、色を右記の青色又は無彩色の2色から選んでいただけるようになりました！

適合ステッカーは玄関、ロビー等に掲示いただけます。

※ 制限の緩和に係る認定を行った施設は、交付対象外です。

縦 12 cm
横 10 cm



2次元コードを読み込むことで
交付基準を御覧いただけます。

(3) 交付までの流れ

京都市 優良プレート等の交付

バリアフリー条例による協議を行った対象建築物等については、同条例に基づく完了検査時に交付基準への適合を確認し、同条例に基づく検査済証の交付と併せて優良プレート又は適合ステッカーを交付します。この場合、優良プレート又は適合ステッカーの交付申請は不要です。

※そのほかの場合で交付を希望される際は、個別に御相談ください。

申請者 優良プレート等の掲示

交付された優良プレート又は適合ステッカーは、建築物の主要な出入口付近の見やすい位置に掲示してください。

京都市 京都市のホームページによる公表

優良プレート交付施設のうち、施設名称、用途及び敷地の地名地番について、本市ホームページへの掲載の御了解をいただいた場合は、優良プレート交付施設の事例として掲載します。施設の写真を御提供いただける場合は、写真もあわせて掲載します。

第6章 整備基準への適合が困難な場合の措置 (制限の緩和に係る認定)

整備基準への適合が困難な場合の措置（制限の緩和に係る認定）

基本的な考え方

条例では、整備基準への適合義務を規定していますが、整備基準の規定によることなく施設を安全に利用できる場合や、建築物や敷地の状況上、若しくは利用の目的上やむを得ない場合は、整備基準への適合を緩和する規定を設けています。

また、本市の文化、町並みの象徴である京町家や伝統的なしつらえや形態に特に配慮するなど、優れた意匠を有する建築物については、保全や整備、活用を優先する観点から、必ずしもハード面での整備に限定したバリアフリー対応を前提とはせず、整備基準への適合を緩和します。

緩和規定を適用する場合は、敷地や建築物全体を対象に、バリアフリー機能の向上に寄与するハード面の代替措置を講じることやソフト面で補完すること等により、施設を安全かつ円滑に利用することができるよう配慮するとともに、その内容について、市長の認定を受ける必要があります。

なお、バリアフリー法で定められている規定（政令の規定）については、本規定の適用により、緩和することはできませんので、御注意ください。

（１）制限の緩和に係る認定の基準

制限の緩和に係る認定	
法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)
(1) 市長が整備基準の規定によることなく高齢者や障害者、若しくは多数の者が、対象施設を安全かつ円滑に利用できると認める場合、又は、建築物や敷地の状況上、若しくは利用の目的上やむを得ないと認める場合、整備基準への適合義務を緩和する。 (2) バリアフリー法で定められている規定（政令の規定）は、本規定の適用による緩和はできない。	左欄(1)に同じ
《条例 第36条》 《規則第12条》	《条例第14条》 《規則第12条》

（２）制限の緩和に係る認定の手続

ア 本規定を適用し、整備基準への適合を緩和する場合は、協議申請時に、「制限の緩和に係る認定申請書」を提出してください。「基準への適合が困難な理由」や「高齢者、障害者等又は多数の者が施設を安全かつ円滑に利用するため措置」について、市長の認定を受ける必要があります（制限の緩和に係る認定申請書については、P57、58の記入例を参照）。

イ 「高齢者、障害者等又は多数の者が施設を安全かつ円滑に利用するための措置」として、敷地や建築物全体を対象にバリアフリー機能の向上に寄与するハード面の整備や、ソフト面での補完等による代替措置を検討してください。

(3) 制限の緩和に係る認定の対象及び代替措置について

ア 制限の緩和に係る認定対象

以下の(ア)～(ウ)に該当する場合は、整備基準への適合を緩和する認定対象となります。

- (ア) 整備基準の規定によることなく、施設を安全に利用できる場合
- (イ) 建築物や敷地の状況上やむを得ない場合
- (ウ) 利用の目的上やむを得ない場合

(参考1) 制限の緩和に係る対象事例

(ア) 整備基準の規定によることなく、施設を安全に利用できる場合

- ・ 施設内に常駐する従業員が利用者の訪問を容易に把握でき、来訪者を直接誘導するため、点字ブロックの設置を必要としない場合

(イ) 建築物や敷地の状況上やむを得ない場合

- ・ 既存建築物の用途変更の場合に、出入口の拡幅や段差解消が建築物の構造上難しいため、整備基準に適合する出入口の有効幅の確保やバリアフリー経路の整備が困難な場合 (宿泊施設への適用は除く。)
- ・ 敷地が急傾斜地にあり、かつ小規模で道路から出入口までの距離が短いため、整備基準に適合するスロープの設置が困難な場合
- ・ 文化的価値を有する建築物など保全や整備、活用を進めるうえで特に配慮する必要がある場合
〔 京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく京町家
伝統的なしつらえや形態に特に配慮された優れた意匠を有する建築物 など 〕
※宿泊施設については、原則、整備を行ううえで制限の緩和を適用しませんが、上記の建築物を活用し、制限の緩和を必要とする場合、本市に個別に御相談ください。

(ウ) 利用の目的上やむを得ない場合

- ・ 児童施設や障害者施設における手すり設置による足がかりや点字ブロック敷設による転倒等が懸念される場合

イ 制限の緩和に係る代替措置について

整備基準への適合が困難で、上記アの「制限の緩和に係る認定の対象」となる場合は、施設を安全かつ円滑に利用することができるよう、敷地や建築物全体を対象にバリアフリー機能の向上に寄与するハード面の整備やソフト面での補完等による代替措置を講じる必要があります。

(参考2) 施設を安全かつ円滑に利用するために講じる措置の例

(ア) 敷地の状況から整備基準への適合が困難である場合

<事例1> 傾斜路の勾配が整備基準に適合できない。

- ・ 傾斜路の両側に手すりを設ける。
- ・ 傾斜路の前にインターホンを設置し、利用者の呼出しに応じ、速やかに従業員が支援する。
- ・ 傾斜路を見通せる位置に、従業員のいる受付等を設置し、すぐに来訪者を把握できるようにする。

<事例2> 段差解消や傾斜路の設置ができない。

- ・ 段部分に手すりを設ける。
- ・ 簡易スロープを用意する。

(イ) 用途変更を行う場合で建築物の構造上、整備基準への適合が困難である場合

<事例3> 出入口の幅員 80cm を確保することができない。

- ・ 出入口にインターホンを設置し、利用者の呼出しに応じ、速やかに従業員が支援する。
- ・ 出入口を見通せる位置に従業員のいる受付等を設置し、すぐに来訪者を把握できるようにする。

<事例4> 廊下の幅員 120cm を確保することができない。

- ・ 廊下の前後に、すれ違う人が待機する場所を確保する。

<事例5> 車椅子使用者用便房の空間の確保ができない。

- ・ 車椅子使用者用便房の代替の便房（P 77のC、D基準の便房）を設置する。
- ・ 便房の出入口付近に車椅子の方向転換用の空間（140 cm角）を確保する。

<事例6> エレベーターの籠の幅が整備基準に適合しない。

- ・ 乗り換え用の車椅子を用意する。
- ・ 従業員による支援を行う。

(ウ) 伝統的なしつらえなど意匠上特に配慮された建築物や京町家で整備基準への適合が困難な場合

<事例7> 上がり框の段差や出入口の有効幅が整備基準に適合しない。

- ・ 段差部分に補助手すりを設置する。
- ・ 段差解消のための仮設スロープを設置する。

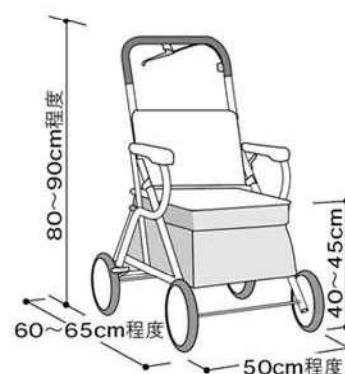
お年寄り、乳幼児、障害のある方等への配慮事項

(1) お年寄り

配慮事項

お年寄りは、加齢に伴う筋力の衰えによる「身体機能の低下」、目・耳・鼻・温感が鈍る「感覚機能の低下」、頻尿や失禁などの「生理機能の低下」、理解力・記憶力・新しい環境への適応能力の低下などの「心理機能の低下」、「痴呆症状の現れ」など、様々な機能低下が同時に進行し、日常生活のあらゆる状況への対応が鈍化する傾向にあります。そのため、身体障害者への配慮事項同様、高齢者へも様々な配慮を総合的に組み合わせる必要があります。

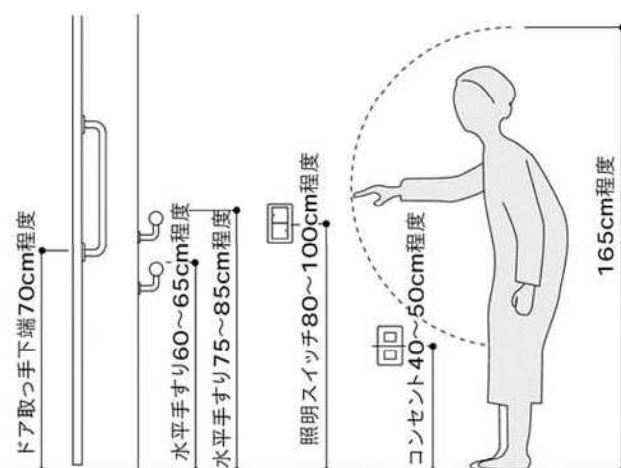
ショッピングカートの各寸法



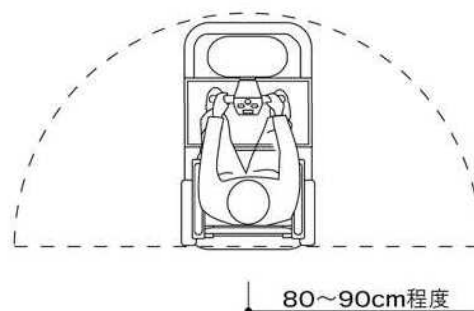
整備のポイント

- ① 歩行時のつまずきに配慮し、段を設けない。
- ② 路面、床面の仕上げは滑りにくいものとする。
- ③ 杖やシニアカー等の利用に配慮した空間設計とする。
- ④ 標識やサインは、文字の大きさ・コントラストに配慮する。
- ⑤ 対象物をはっきりと視認できるよう、十分な照明を確保する。
- ⑥ 適宜休憩場所を設ける。

高齢者が利用しやすい各高さ



シニアカーの最小転回半径



シニアカーの各寸法



車椅子を使用されている方への配慮事項

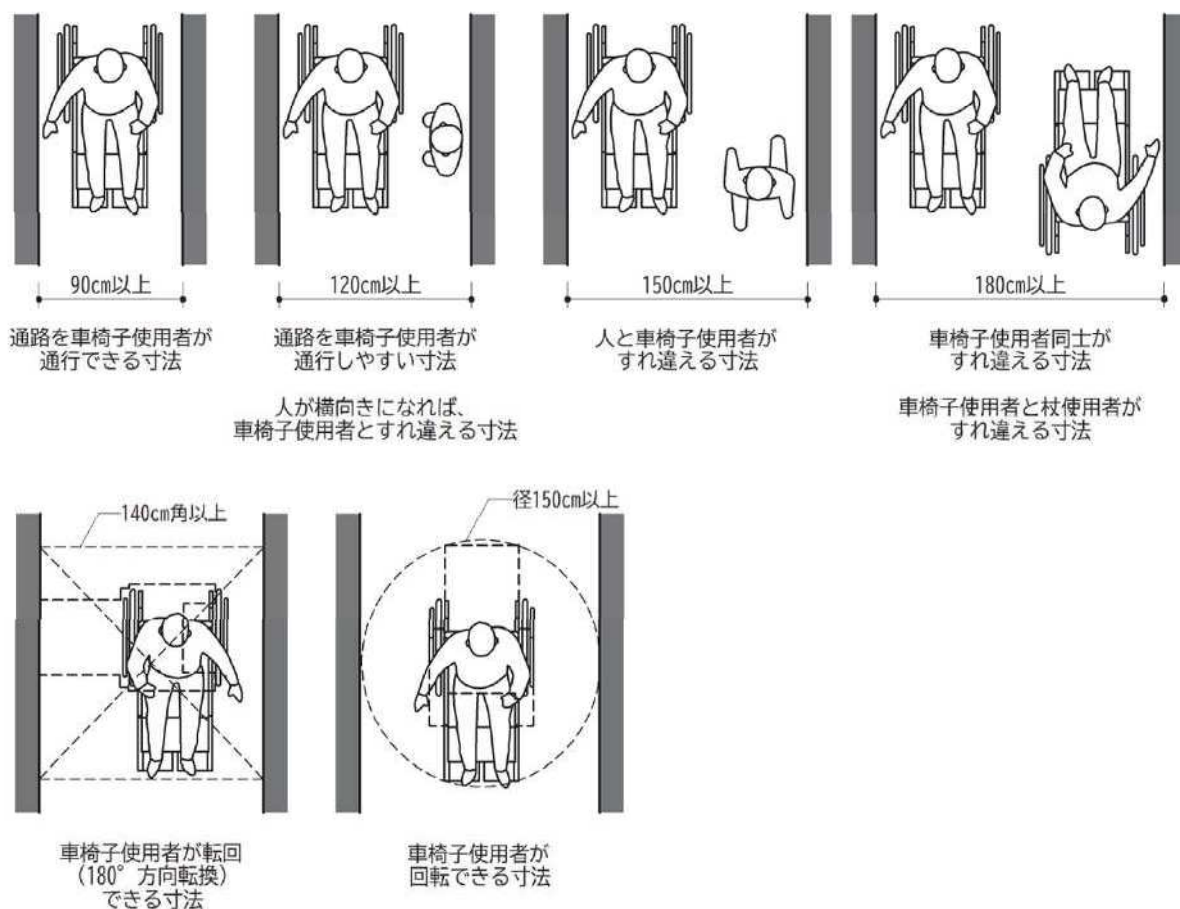
(2) 車椅子を使用されている方

配慮事項

車椅子には手動式と電動式があります。設計は、手動式車椅子の自力操作を前提に行いますが、普及の目立つ電動式車椅子にも対応した設計が望まれます。一般的に電動式は、手動式に比べ重量があり、寸法が大きいものが多いため、特にスペースの配慮が必要です。また、施設によっては、充電設備の整備が望まれます。

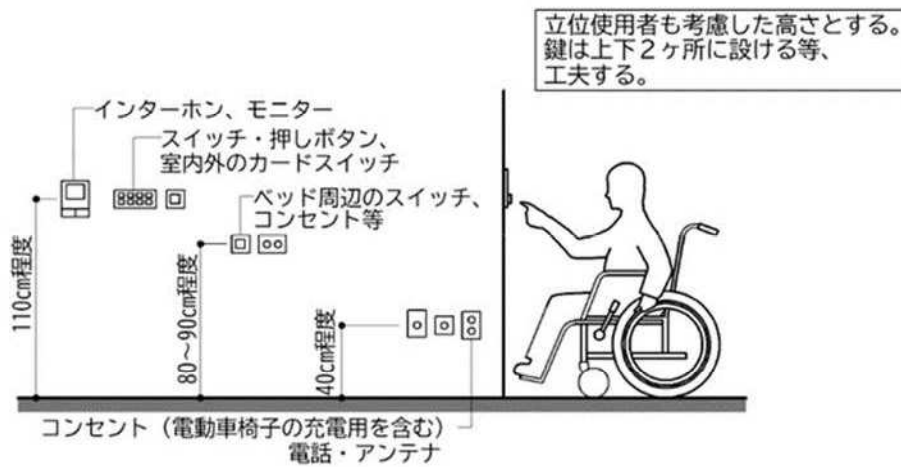
整備のポイント

- ① 段を設けない。
- ② 出入口や廊下等の各部の寸法は、車椅子の動作特性に十分配慮したものとする。
- ③ スロープは、できる限り緩やかなものとし、斜面の前後に十分な空間を確保した平場を設ける。
- ④ 車椅子使用者の目線の高さ、手の届く範囲に留意する。

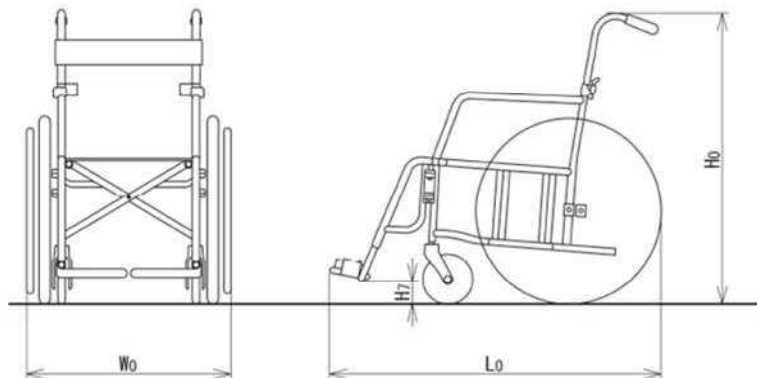


車椅子を使用されている方への配慮事項

■ コンセント、スイッチの高さの例



■ 自走用標準型車椅子の例
(JIS T 9201の車椅子寸法図をもとに作成)



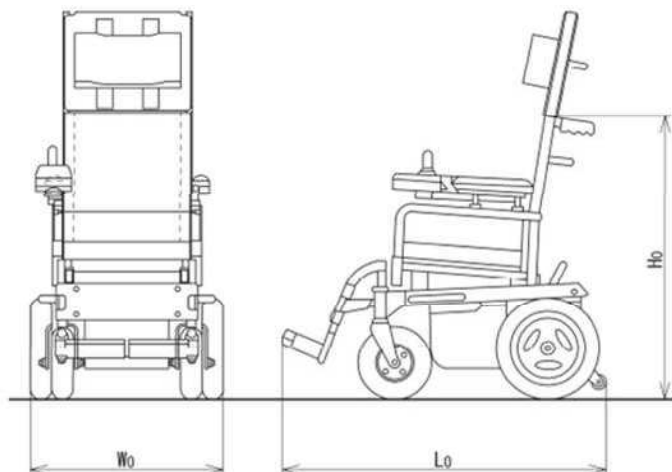
■ JIS T 9201（手動車椅子）
における手動車椅子の寸
法（単位：mm）

部位	寸法値 ^{b)}
全長 (L ₀)	1200以下
全幅 (W ₀)	700以下
フットプレート高 (H _f)	50以上
全高 (H ₀) ^{a)}	1200以下

a) ヘッドサポートを外した時

b) リクライニング機構及び／
又はティルト機構を装備
する車椅子は、標準状態の
寸法とする。

■ 電動車椅子（自操用標準型）の例
(JIS T 9203の自操用標準型車椅子の図をもとに作成)



■ JIS T 9203（電動車椅子）
における電動車椅子の最
大寸法（単位：mm）

区分	最大寸法 ^{a)}
全長 (L ₀)	1200
全幅 (W ₀)	700
全高 (H ₀) ^{b)}	1200

a) リクライニング機構、リフ
ト機構及びティルト機構
を装備する電動車椅子は、
標準状態の寸法とする。

b) ヘッドサポート取外し時。
ただし、バックミラーを持
つ場合、その高さは1090mm
とする。

(3) 乳幼児

配慮事項

大人との身長、体力の違いを踏まえ、乳幼児の視線の高さ、手の届く範囲、設備の大きさなどに配慮する必要があります。また、即座な状況判断や危険回避能力が十分でないため、不用意な突起物や段又は危険物を設けないようにする必要があります。

また、乳児が保護者と共に長時間滞在する施設では、おむつ替えや授乳のためのスペースが必要です。そのほか、妊産婦への配慮としては、休憩スペースを設置し、足元の視認性を確保してください。

整備のポイント

- ① ベビーカー等に配慮し、段を設けない。
- ② 幼児等にも配慮した奥行き・高さ寸法体系とする。
- ③ 不用意な突起物、段は設けない。
- ④ 妊婦や乳幼児同伴者に必要なベビーベッド、授乳室及び休憩スペース等を設ける。
- ⑤ 子ども用の便所を設ける。

■授乳室等の表示例(出店:日本産業企画 JIS Z8210)



■大規模な授乳室の例



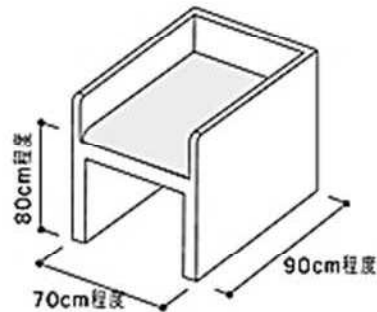
■小規模な授乳室の例



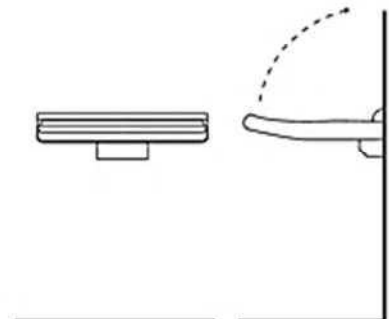
ベビーカー



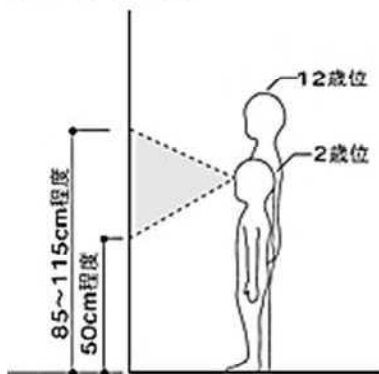
ベビーベッド



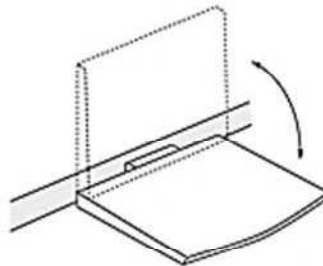
壁取付タイプの簡易ベッド



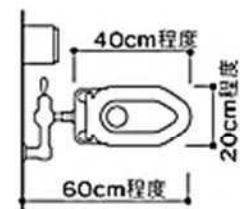
視線の高さ・範囲



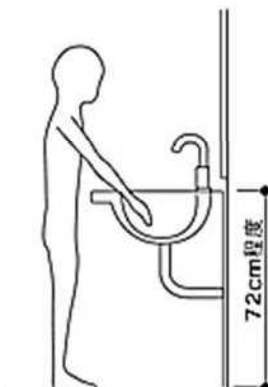
収納式着替え台



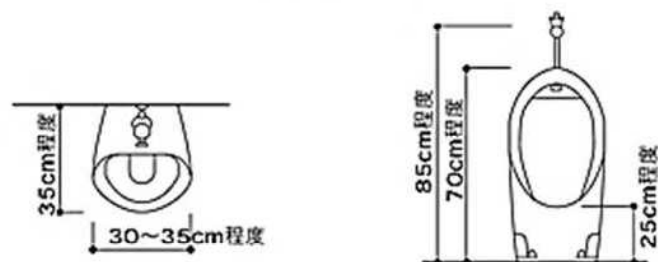
幼児用大便器



洗面器の高さ



幼児用ストール小便器



(4) 下肢障害のある方

配慮事項

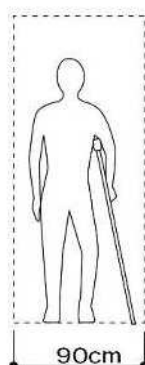
下肢に障害のある方には、加齢等により自力歩行が困難になった方、杖などの支援器具を使用している方、下肢を切断した方、膝関節炎の方等様々であり、歩行時の歩きやすさへの配慮が特に必要となります。

また、内部に障害のある方や難病の方なども長距離の歩行が困難であるため、同様の配慮が必要となります。

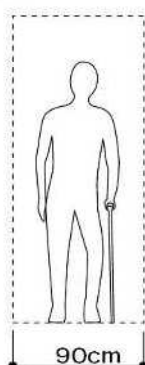
整備のポイント

- ① わずかな段の乗り越えが困難なため、つまずきの原因となる不用意な段は設けない。
- ② 床面の仕上げは特に重要であり、つまずき又は滑りの原因となるものは避ける。
- ③ 杖使用者に配慮し、十分な出入口の幅員を確保する。
- ④ 移動補助のための手すりを設置する。
- ⑤ 適宜休憩スペースを設ける。

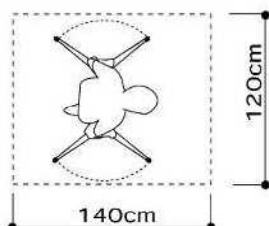
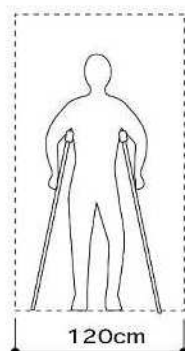
片松葉杖使用者の動作寸法



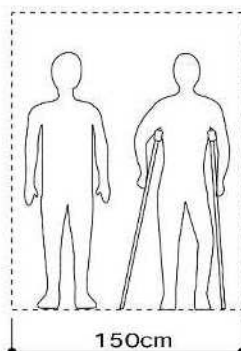
杖使用者（ステッキ等）の動作寸法



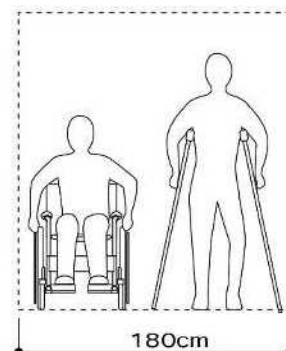
松葉杖使用者の動作寸法



歩行者と松葉杖使用者のすれ違い寸法



車いす使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法



(5) 上肢障害のある方

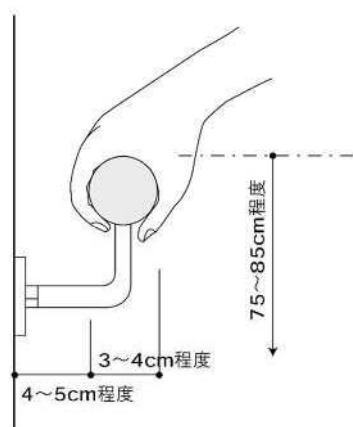
配慮事項

上肢や手先等に障害のある方は、手や腕の到達範囲が狭く、つまんだり握ったり等の手指の細かい操作が不自由です。そのため、手が届きやすい高さや位置に物を設置し、操作方法等にも配慮する必要があります。

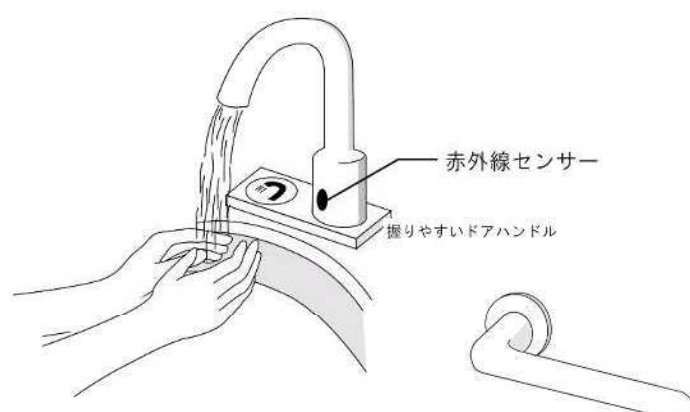
整備のポイント

- ① 細かい操作が困難であるため、操作方法が容易で単純なものを採用する。
- ② 握力の低下、手や腕の到達範囲が狭くなるため、家具等の設置位置、高さに配慮する。
- ③ 操作が容易なスイッチ類を採用する。

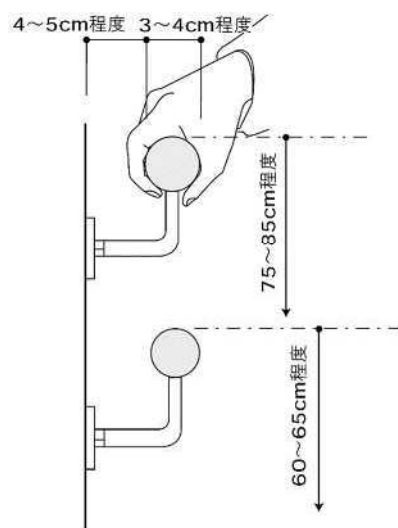
握りやすい手すり（1段の場合）



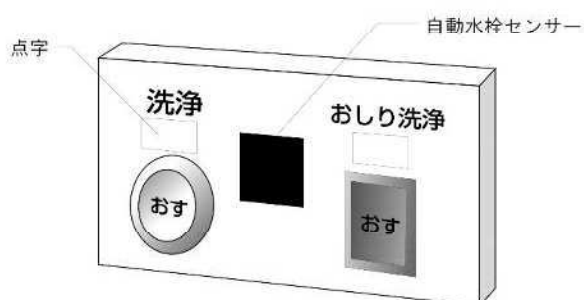
手が洗しやすい水栓
（グースネックタイプ）



握りやすい手すり（2段の場合）



押しやすい洗浄装置ボタン



聴覚障害のある方への配慮事項

(6) 聴覚障害のある方

配慮事項

聴覚に障害のある方には、完全に聴覚を失っている方、又は難聴等で音声による情報入手が困難な方がおられます。先天的な失聴・難聴者と、言葉を覚えた後で聞こえなくなった中途失聴・難聴者では、情報の認知・理解に大きな差が見られます。

また、聴覚に障害のある方には、言語障害を併せもつ人、発声に問題がない人がいます。外見では見分けがつかないことが多く、接し方にも配慮が必要です。

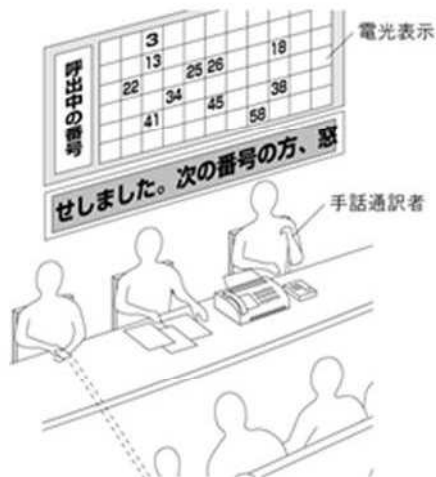
整備のポイント

- ① 単独で利用できる、分かりやすい空間計画を行う。
- ② 情報伝達は、視覚・振動など複数の手段により行う。
- ③ 日常のコミュニケーション手段として、視覚情報装置等を設ける。
- ④ 緊急時の避難誘導等は連続的に行う。

トータルアラーム（お知らせランプ）



カウンター付近の例



手話例（文献2）



(7) 視覚障害のある方

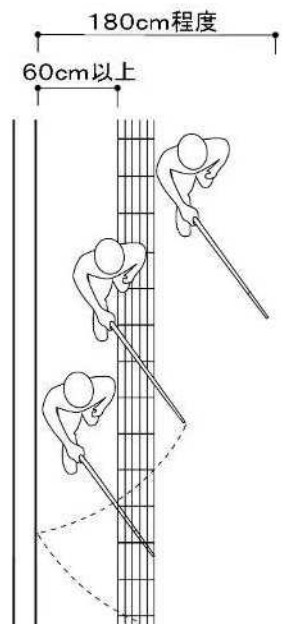
配慮事項

視覚に障害があると、現在位置、障害物の認知、目的物の方向など、様々な情報が不足し、歩行が困難になります。視覚に障害のある方に対する基本的な考え方は、できる限り必要とする情報を複数の手段で補完し伝達することです。手すりや白杖のガードレール、音声による誘導、視覚障害者誘導用ブロックなどが歩行を手助けする手段として有効です。

整備のポイント

方向・位置情報に乏しいため、視覚にかわる聴覚・触覚情報を入手できるように配慮する。情報入手には、複数の方法を用意する。

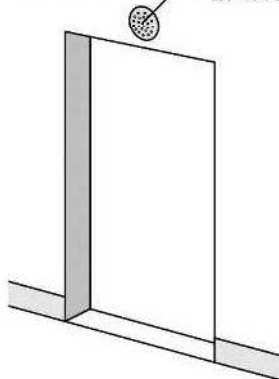
- ① インターホンの位置が分からないこともあるため、音声による案内も設ける。
- ② 白杖を使用している方は、歩行中の注意が足元に集中し、上部の突出物に衝突しやすいため、突出物を設けず、安全性に配慮した計画とする。
- ③ 弱視の方は、明暗や色の識別の個人差が大きく、杖を使用しない方も多い。色のコントラストがはっきりしていると対象物を識別できるため、点状ブロックは黄色のシート状のものとし、周辺の床と識別しやすくする。周辺の床と点状ブロックの色のコントラストを確保することが困難な場合は、点状ブロックを囲う床部分のみ色を変え目立たせる（P170参照）等の工夫をする。また、点状ブロックの凹凸を認識しやすくするため、点状ブロックの周辺の床には凹凸をつけない。さらに、ピクトサインの色や大きさも重要である。男性トイレは青、女性トイレは赤を原則とし、ピクトサインに点字表記も併せて設けることが望ましい。
- ④ 盲導犬を利用している方への配慮として、盲導犬の排泄スペース、出入口の幅員に配慮する。



口音声による情報伝達

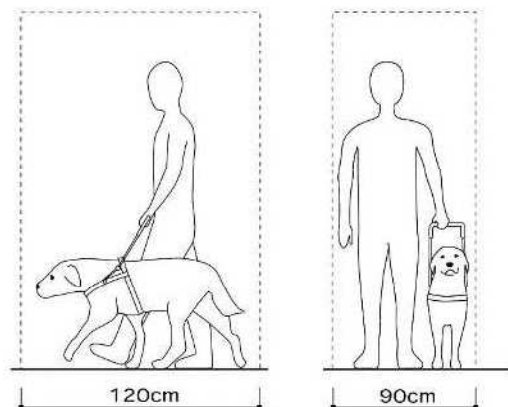
出入口の音声案内例

音声案内



インターホン設置例

視覚障害者と盲導犬の必要空間



内部障害のある方への配慮事項

(8) 内部障害のある方

配慮事項

内部障害のある方とは、心臓や腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸等の機能障害を持つ方のことです。他の障害と比べ、年々増加が著しいという特徴があります。しかし、内部に障害のある方の多くは、外見からは分かりづらいため、社会の理解が十分に進んでいない部分があります。

内部に障害のある方の中には、心臓ペースメーカー、人工呼吸器等を装着している方もいます。

また、近年では、オストメイト(ストーマ(人工肛門・人工膀胱)を造設した人)に配慮した設備がトイレに整備されてきています。

整備のポイント

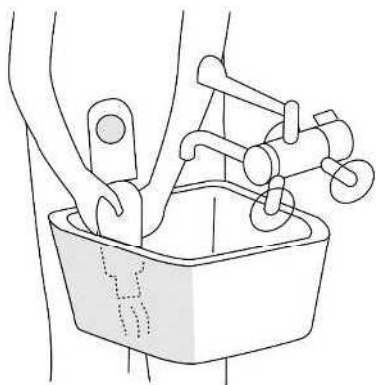
- ① 距離の長い経路などには、休憩スペースなど適切に配置する。
- ② 車椅子トイレには、オストメイト対応の流しを設けるなど、内部に障害のある方の利用に配慮する。
- ③ 階段はできる限り、蹴上げを小さくする。
- ④ 難病などの人には、特に室内環境(空調、壁材の選択)の配慮をする。

オストメイト

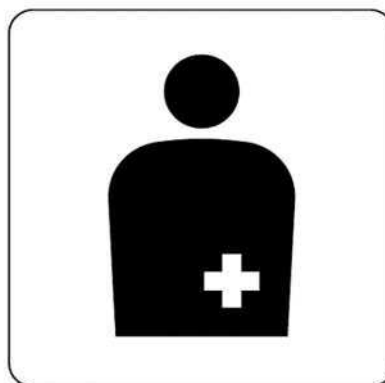
直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口(ラテン語でストーマ)」を造設した人を「オストメイト(ostomate)」といいます。

オストメイトは、便や尿を一時的に溜めておくための「袋(パウチ)」を装着しており、一定時間ごとに溜まった排泄物を捨てる必要が生じるため、この際にパウチや腹部を洗浄するための設備が必要となります。国内には、約20万～30万人のオストメイトがいますとされています。

オストメイトのパウチの洗浄例



オストメイト用設備の案内用図記号 (JIS)



知的障害のある方・精神障害のある方・発達障害のある方への配慮事項

（９）知的障害のある方

配慮事項

知的障害とは、何らかの脳障害により知的な障害を持つものであり、言語や空間認知の遅れ、情報やコミュニケーションに関する困難があります。また、環境の変化への適応にも困難があると言われています。

整備のポイント

- ① 読字・方向・視力などの障害もあり、案内板等はわかりやすい文字や音声とし、デザインの統一などを図る。
- ② 歩行が不安定な場合もあるため、床面に段を設けない。
- ③ 設備機器などは分かりやすく操作しやすいものとする。

（１０）精神障害のある方

配慮事項

精神障害のある方は、精神上的のバランスを保つことができない場合があり、対人や環境への適応が困難な場合があります。

整備のポイント

疲れやすい場合もあるので、休憩スペースなどを設ける。

（１１）発達障害のある方

配慮事項

発達障害とは、発達過程が初期の段階で何らかの原因によって阻害され、認知・言語・社会性・運動等の機能の獲得が障害された状態であり、外見的に分かりにくく障害の内容也多岐にわたるため、理解されにくい障害の一つと言われています。

整備のポイント

視覚的な情報提供が有効な場合が多く、案内板等は分かりやすい文字や音声とし、デザインの統一などを図る。

福祉のまちづくりの沿革

福祉のまちづくりの沿革

西 暦	日本における重要な出来事	京都市における重要な出来事
1950	・国鉄が「身体障害者旅客運賃割引」を開始	
1964	・東京にて第1回パラリンピック開催	
1965	・点字ブロックの発明	
1967	・「身体障害者福祉法」の改正	
1969	・仙台市の市民団体が、手足の不自由な子どものための街頭募金活動を開始 ・第11回「ハビリテーション」世界会議にて国際シンボルマークを採択	
1970	・「心身障害者対策基本法」の制定	
1971	・大阪肢体不自由児協会・日本チャリティープレート協会が、身体障害者の生活環境を広げる運動全国キャラバン隊を結成 ・国鉄が盲導犬の無料乗車を認める。	・仙台市、京都市の市民団体が、国際シンボルマークの普及運動を開始
1972	・町田市が「緑と車椅子で歩けるまちづくり」構想を標榜、車椅子専用バスを運行開始	・京都市が「障害者のためのモデル街づくり推進懇談会」を設置
1973	・「全国車椅子市民交流会(第1回)」を仙台市で開催 ・視覚障害者のホーム転落死(国鉄高田馬場駅)	・厚生省が「身体障害者福祉モデル都市」に、仙台、高崎、京都、下関、北九州、別府の6都市を指定
1974	・東京都町田市が「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を策定	
1975		・「全国車椅子市民交流会(第2回)」を京都市で開催(以後、隔年毎に全国各地で開催、1997年からは「全国障害者市民フォーラム」に改組)
1976	・大阪市で「誰でも乗れる地下鉄を作る会」が結成 ・川崎市でバス乗車をめぐり車椅子使用者とバス会社とのトラブルが発生	・4月 京都市が「福祉のまちづくりのための建築物環境整備要綱」を制定(事前協議、完了検査、標示板の交付の制度を開始)
1977	・川崎市で約100人の脳性麻痺者がバスに強行乗車 ・神戸市が「市民の福祉を守る条例」を策定	
1980		・「ハンディーキャップ全国集会」が京都市で開催
1981	－ 国際障害者年 － (障害者の完全参加と平等) ・国鉄が町田駅にエレベーターを設置 ・神戸市がポートライナーをバリアフリー化	・京都市が市営地下鉄をバリアフリー化
1982	・公衆電話のダイヤル数字5に「ポッチ」を採用	
1984	・郵政省が視覚障害者対応 ATM を導入	
1985	・建設省が「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」を作成	
1990	・NHK で手話放送開始	
1991		・リフト付きバス運行開始(京都市、大阪市)
1992	・兵庫県、大阪府が「福祉のまちづくり条例」を制定	
1993	－ 国連「アジア太平洋・障害者の10年」－ ・「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正	
1995	・阪神・淡路大震災発生(多くの高齢者、障害者が犠牲になる。)	
1994	・9月 「ハートビル法」施行(これを機に、全国の自治体で福祉のまちづくり条例が制定される。)	
1995		・4月 「京都市人にやさしいまちづくり要綱」制定 ・10月 「京都府建築基準法施行条例」に福祉規定が追加され施行 ・10月 「京都府福祉のまちづくり条例」施行(京都府から事務委任を受ける)
1997	・ノンステップバス運行開始	
1999	－ 国際高齢者年 －	

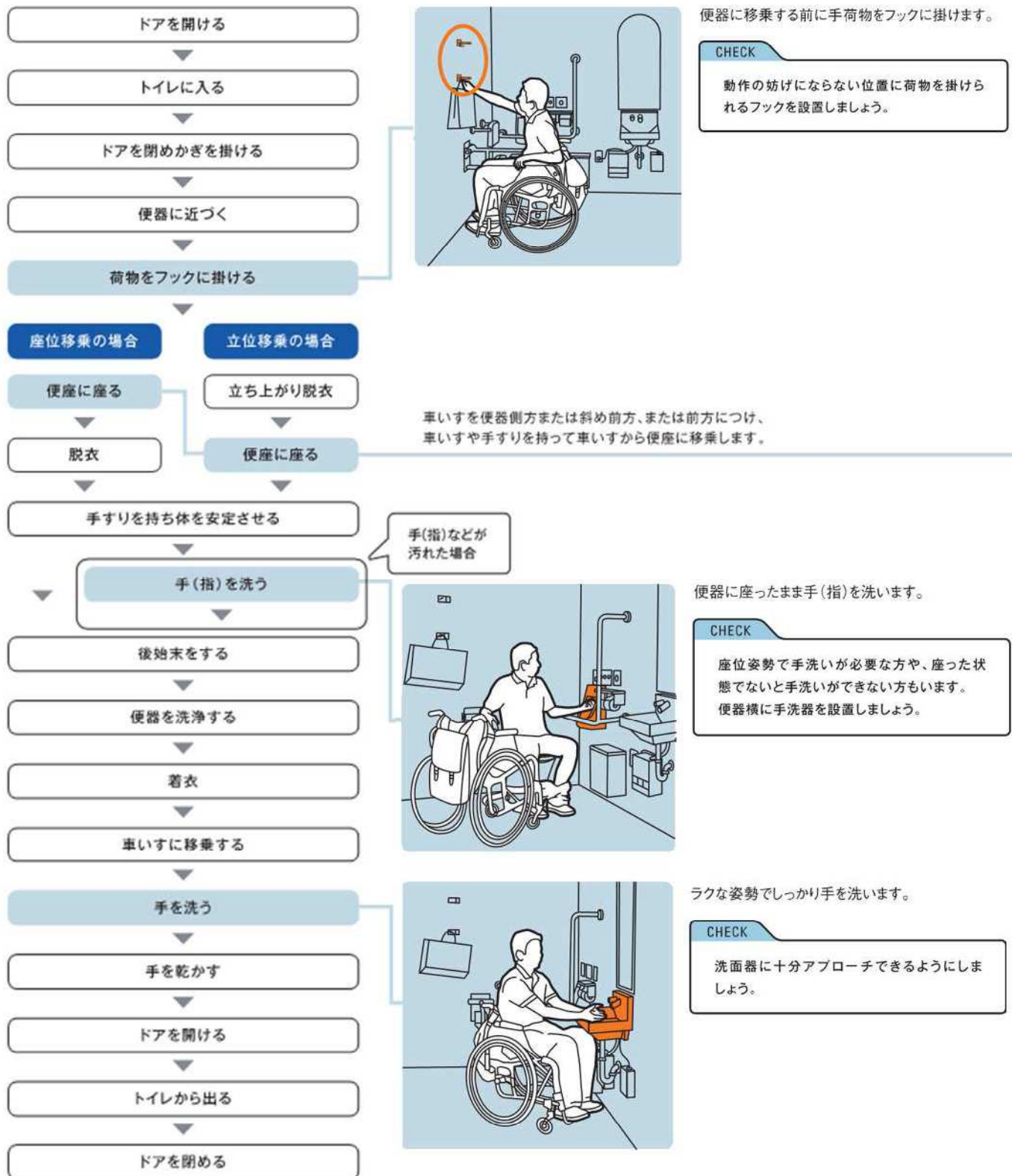
福祉のまちづくりの沿革

西 暦	日本における重要な出来事	京都市における重要な出来事
2000	・11月「交通バリアフリー法」施行	
2001	・新しい「高齢社会対策大綱」を閣議決定	・4月「京都市建築基準条例」制定(京都府建築基準法施行条例の福祉規定を京都市建築基準条例に移行)
2003	・4月「改正ハートビル法」施行	
2004		・3月「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」施行(京都府福祉のまちづくり条例、京都市建築基準条例、京都市人にやさしいまちづくり要綱、ハートビル法を整理、統一)
2005	・国土交通省が「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定	・「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定
2006	・12月「バリアフリー法」施行(ハートビル法と交通バリアフリー法の統合)	
2010	・JR山手線にホーム柵の設置開始	
2011		・「みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」開始
2012	・バリアフリー法基本方針改正(乗降客数3,000人/日以上駅のバリアフリー化)	
2013	・「障害者差別解消法」制定(2016年4月施行) ・2020年オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定	
2014	・障害者権利条約批准	
2017	・ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 ・Tokyo アクセシビリティ・ガイドライン制定	
2018	・「バリアフリー法」改正(基本方針の改正、車椅子利用者用客室の設置数に係る基準強化) ・国交省移動等円滑化評価会議(バリアフリー法評価会議)	
2019	・ユニバーサルデザイン2020行動計画評価会議(内閣官房)	
2020	・東京オリンピック・パラリンピックの開催が、新型コロナウイルス流行のため延期 ・「バリアフリー法」改正(完全施行は2021年、公立小中学校をバリアフリー基準適合義務の対象に追加)	
2021	・東京オリンピック・パラリンピック開催	・4月「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」を改正公布、10月施行 ① 宿泊施設の客室内部を対象とするバリアフリー基準の新設 ② 宿泊施設のバリアフリー情報の公表制度(人にやさしいお宿情報)の開始
2022	・「バリアフリー法」改正(建築物移動等円滑化誘導基準に「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席」に係る基準が追加)	・9月「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例 整備マニュアル」を改訂
2023		・1月「みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」に係る顕彰マークのデザインをリニューアル ・4月「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例 整備マニュアル」を改訂

障害のある方、乳幼児連れの方の トイレの使用する方法例

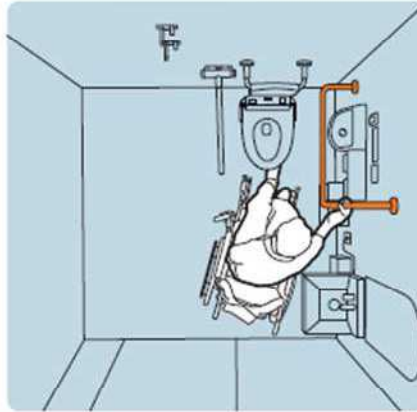
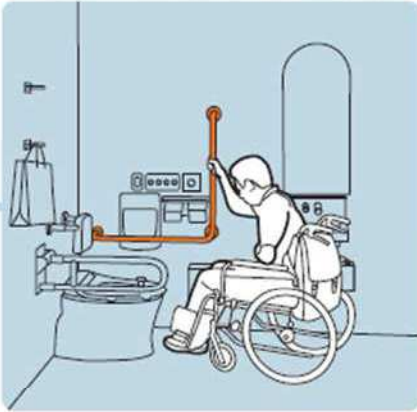
(TOTO バリアフリーブック パブリックトイレ編＜2021年2月版＞より引用)

車椅子を使用されている方(自立)



障害のある方、乳幼児連れの方のトイレの使用方法例

正面アプローチ(立位移乗の場合)

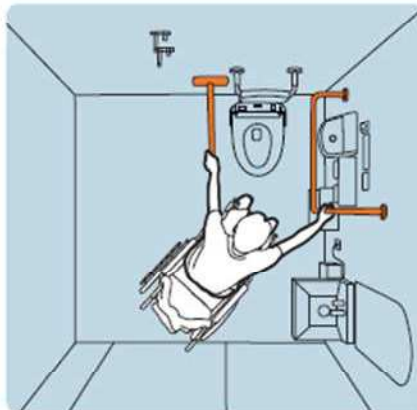
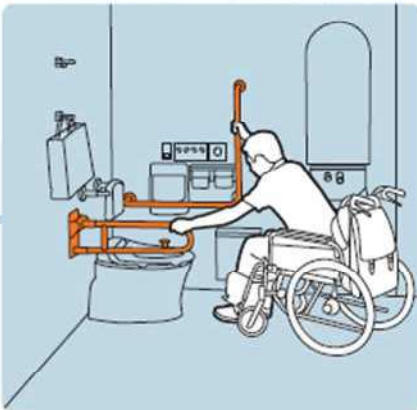


便器の正面に車いすをつけ、手すりを使って便器に移乗します。

CHECK

便器の前方に車いすがアプローチできる十分なスペースを確保します。

斜め前方アプローチ(立位移乗の場合)

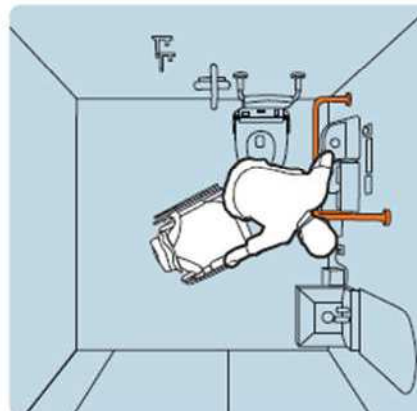
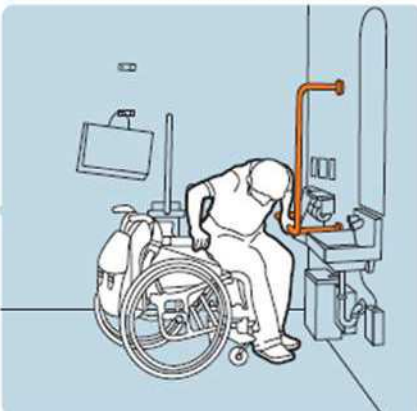


便器に対して斜め前方からアプローチし、手すりを使っていったん立ち上がり、便器に移乗します。

CHECK

便器の前方と側方に車いすがアプローチできる十分なスペースを確保します。

直角アプローチ(座位移乗の場合)



便器に対してほぼ直角にアプローチし、便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

CHECK

便器の側方に車いすがアプローチできる十分なスペースを確保します。
壁側手すりは前出の大きいものを選び移乗時に頭が壁と接触しないように手すりとのスペースを確保します。

側方アプローチ(座位移乗の場合)



便器の側方に便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って(もしくは便座に手をついて)腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

CHECK

便器の側方に車いすがアプローチできる十分なスペースを確保します。

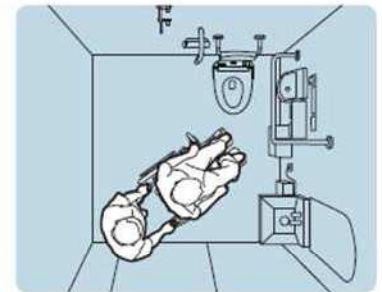
車椅子を使用されている方(要介助)



被介助者が便器に移乗する前に、荷物を棚に置く、もしくはフックに掛けます。

CHECK

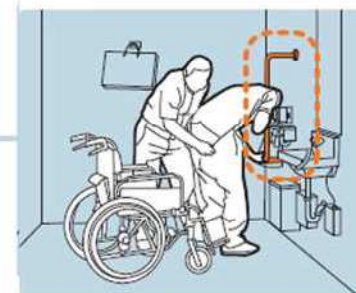
フックは動作の妨げにならない位置に設置します。



車いすを便器の側方・前方などにつけます。

CHECK

便器側方と前方に車いすをつけるためのスペースを確保します。



被介助者に手すりをささえにして一時的に立ってもらい、介助者が被介助者の脱衣させます。

CHECK

介助する人の動線を確保したスペースを確保します。

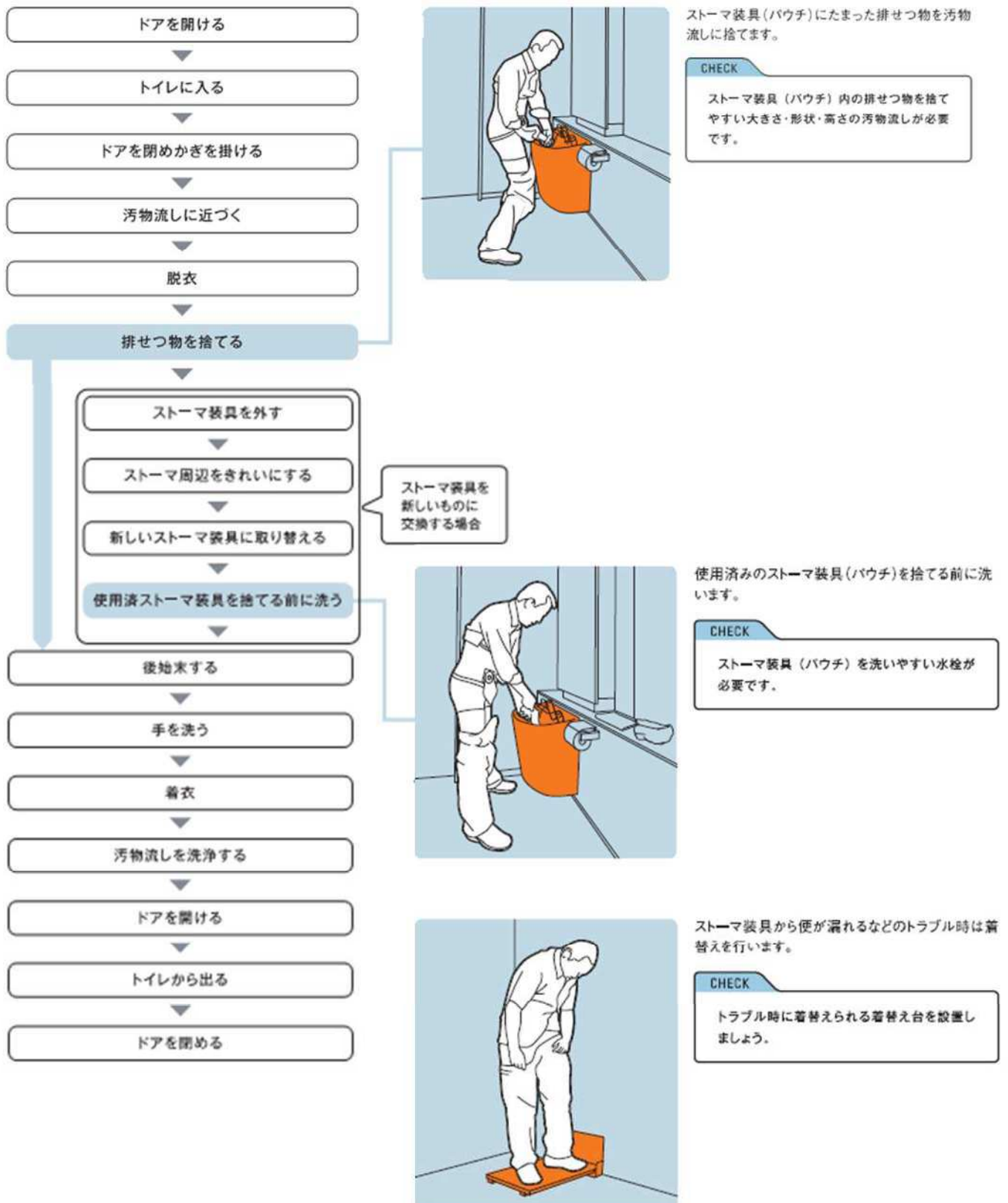


介助者が被介助者を正面から抱きかかえ便器に移乗させます。

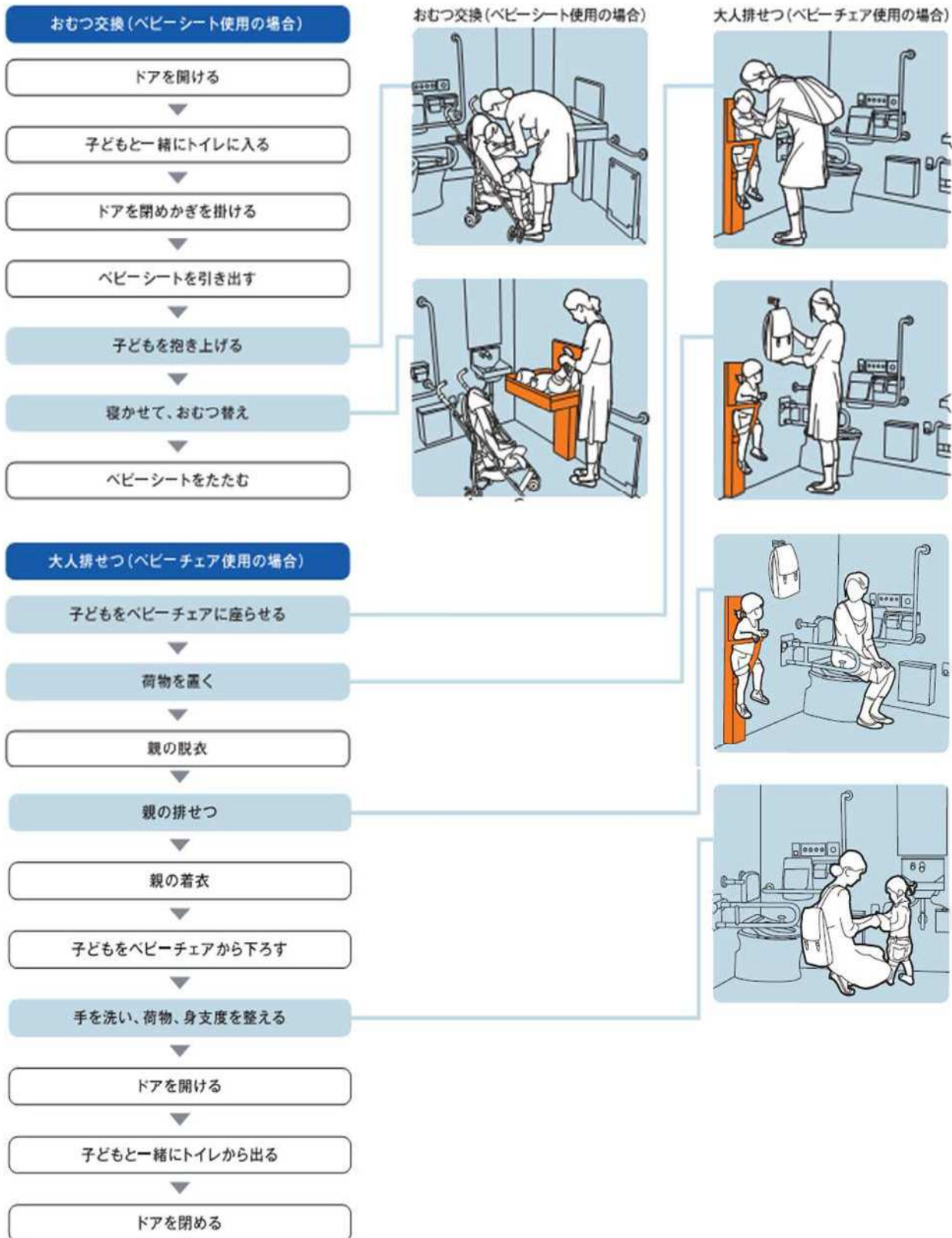
CHECK

オープン側の手すりは可動式手すりにします。

オストメイトを使用されている方



乳幼児連れの方



J I S Z 8 2 1 0 案内用図記号

公共・一般施設



案内
Information



案内所
Question & answer



病院
Hospital



救護所
First aid



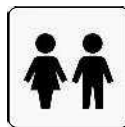
警察
Police



お手洗
Toilets



男女共用お手洗
All gender toilet



こどもお手洗
Children's toilet



男性
Men



女性
Women



障害のある人が
使える設備
Accessible facility



スロープ
Slope



飲料水
Drinking water



喫煙所
Smoking area



チェックイン／受付
Check-in/Reception



忘れ物取扱所
Lost and found



ホテル／宿泊施設
Hotel/Accommodation



きっぷうりば／
精算所
Tickets/Fare adjustment



手荷物一時預かり所
Baggage storage



コインロッカー
Coin lockers



休憩所／待合室
Lounge/Waiting room



ミーティング
ポイント
Meeting point



銀行・両替
Bank, money exchange



キャッシュサービス
Cash service



郵便
Post



電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



上りエスカレーター
Escalator, up



下りエスカレーター
Escalator, down



階段
Stairs



ベビーケアルーム
Baby care room



授乳室（女性用）
Baby feeding room
(for women)



授乳室（男女共用）
Baby feeding room
(for men and women)



おむつ交換台
Diaper changing
table



クローク
Cloakroom



更衣室
Dressing room



更衣室（女性）
Dressing room
(women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



くず入れ
Trash box



リサイクル品回収施設
Collection facility
for the recycling
products



高齢者優先設備
Priority facilities for
elderly people



障害のある人・
けが人優先設備
Priority facilities
for injured people



内部障害のある人
優先設備
Priority facilities
for people with
internal
disabilities, heart
pacer, etc.



乳幼児連れ優先設備
Priority facilities
for people
accompanied with
small children



妊産婦優先設備
Priority facilities
for expecting
mothers



高齢者優先席
Priority seats for elderly
people



障害のある人・
けが人優先席
Priority seats for
injured people



内部障害のある人
優先席
Priority seats for
people with internal
disabilities, heart
pacer, etc.



乳幼児連れ優先席
Priority seats for
people accompanied
with small children



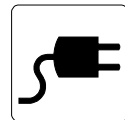
妊産婦優先席
Priority seats for
expecting mothers



ベビーカー
Prams/Strollers



無線 LAN
Wireless LAN



充電コーナー
Charge point



自動販売機
Vending machine



海外発行カード
対応 ATM
ATM for oversea
cards



オストメイト用設備／オス
トメイト
Facilities for Ostomy or
Ostomate



洋風便器
Sitting style
Toilet



和風便器
Squatting style
toilet



温水洗浄便座
Spray seat



介助用ベッド
Care bed



ベビーチェア
Baby chair



着替え台
Changing board



カームダウン・クー
ルダウン
Calm down, cool down

交通施設



航空機／空港
Aircraft/Airport



鉄道／鉄道駅
Railway/Railway station



船舶／フェリー／港
Ship/Ferry/Port



ヘリコプター／
ヘリポート
Helicopter/Heliport



バス／バスのりば
Bus/Bus stop



タクシー／
タクシーのりば
Taxi/Taxi stop



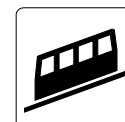
レンタカー
Rent a car



自転車
Bicycle



ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable railway



駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



乗り継ぎ
Connecting flights



手荷物受取所
Baggage claim



税関／荷物検査
Customs/Baggage
check



出国手続／入国手続／
検疫／書類審査
Immigration/Quarantine/
Inspection



駅事務室／駅係員
Station office/
Station staff



一般車
Car



レンタサイクル／
シェアサイクル
Rental bicycle/
Bicycle sharing

商業施設



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier



コンビニエンスストア
Convenience store



展望地／景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場／プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring



温泉
Hot spring



コミュニケーション
Communication in the
specified language



靴を脱いでください
Take off your shoes



イヤホンガイド
Audio guide

安全



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency
telephone



非常ボタン
Emergency call
button



広域避難場所
Safety evacuation
area



避難所（建物）
Safety evacuation
shelter



津波避難場所
Tsunami evacuation
area



津波避難ビル
Tsunami evacuation
building



列車の非常停止
ボタン
Emergency train
stop button

禁止



一般禁止
General prohibition



禁煙
No smoking

注記：火災予防条例で次の図記号の使用が規定されている場所には、次の図記号を使用する必要がある。



火気厳禁
No open flame



進入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



走るな／かけ込み禁止
Do not rush



さわるな
Do not touch



捨てるな
Do not throw
rubbish



飲めない
Not drinking water



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones



電子機器使用禁止
Do not use electronic
devices



撮影禁止
Do not take
photographs



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash
photographs



ベビーカー使用禁止
Do not use
prams/strollers



遊泳禁止
No swimming



キャンプ禁止
No camping



ホームドア：
たてかけない
Do not lean objects
on the platform
door



ホームドア：
乗り出さない
Do not lean over the
platform door

注意



一般注意
General caution



障害物注意
Caution, obstacles



上り段差注意
Caution, uneven
access/up



下り段差注意
Caution, uneven
access/down



滑面注意
Caution, slippery
surface



転落注意
Caution, drop



天井に注意
Caution, overhead



感電注意
Caution,
electricity



津波注意
(津波危険地帯)
Warning; Tsunami
hazard zone



土石流注意
Warning; debris flow



崖崩れ・地滑り注意
Warning; steep slope
failure, landslide



ホームドア: ドアに手を
挟まないように注意
Caution, closing doors

指示



一般指示

General mandatory



静かに

Quiet please



左側にお立ちく
ださい

Please stand on
the left



右側にお立ち
ください

Please stand on the
right



一列並び

Line up single file



二列並び

Line up in twos



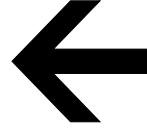
三列並び

Line up in threes



四列並び

Line up in fours



矢印

Directional arrow



シートベルトを締める

Fasten seat belt

災害種別一般



洪水／内水氾濫
Flood from
rivers/Flood from
inland waters



土石流
Debris flow



津波／高潮
Tsunami/Storm
surges



崖崩れ・地滑り
Steep slope failure,
landslide



大規模な火事
Fire disasters

洪水・堤防案内



洪水
Flood



堤防
Levee

<商業施設>



店舗／売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers, magazines



薬局
Pharmacy



理容／美容
Barber/Beauty salon



手荷物託配
Baggage delivery
service

<観光・文化・スポーツ施設>



公園
Park



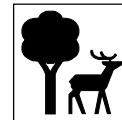
博物館／美術館
Museum



歴史的建造物 1
Historical monument
1



歴史的建造物 2
Historical
monument 2



自然保護
Nature reserve



スポーツ活動
Sporting activities



スカッシュコート
Squash court



スキーリフト
Ski lift



腰掛け式リフト
Chair lift

<安全>



非常口
Emergency exit

<禁止>



飲食禁止
Do not eat or
drink here



ペット持ち込み禁止
No uncaged animals

<指示>



安全バーを閉める
Close overhead safety
bar



安全バーを開ける
Open overhead safety
bar



スキーの先を上げる
Raise ski tips

付属書 JD (規定)



ヘルプマーク
Help mark

援助や配慮を必要としている方が、身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる表示